

# 訓讀語法に基く訓點資料の分類

小林 芳規

## 目次

- 一、分類の可能性
- 二、方法——分類の基準とすべき訓讀法の項目選定
- 三、資料——訓點資料の抽出
- 四、分類手續
- 五、分類結果
- 六、第二類の下位区分と残された問題
- 七、等訓圏について
- 八、結語

### 一、分類の可能性

訓點資料はすべて同様な訓讀法を持つものではない。訓讀法に注意して調査すると、Aの訓點資料とBの訓點資料とで、意味を同じくする同一漢字の訓讀法が相違する事實を認める。この相違は、Aの訓點資料が加點年時が古く、Bの訓點資料が新しいという時代差による場合があり、又、加點年時は接近する二資料でも、資料の性格の相違、例えば漢籍訓點資料と佛典訓點資料との差という資料差による場合もある。この事は筑島裕博士や門前正彦氏も指摘され、私も旧稿以承報告してきた所である。しかし、無論、調査した訓點資料がその数だけ、同一漢字の訓讀法を異にする、というものではない。それどころか、共通するという點から見れば、或る群の訓點

資料の間では相互に、幾つかの漢字の訓讀法がそれぞれ共通する事實をこゝに認める。

そこで、共通する訓讀法を持つ訓點資料を類によつて集め、異なつた訓讀法を持つ資料と類を分ち、かくして訓點資料を分類してみようというのが本稿の意圖である

## 二、方法——分類の基準とすべき訓讀法の

### 項目設定

訓點資料を分類するには、その分類の根本的基準が、訓點資料の性格から割出されねばならない。訓點資料は、外形から見れば假名やヲコト點等が表記上大切な役割を果すが、言語内容という點から見ると、假名やヲコト點等によつて漢文を日本語に訓讀した言語である。「訓讀語」が大事な内容である。この訓讀語の考察には、言語學の方法と同じく、之を構成要素に分けて、音韻・語彙・語法の各要素の面から觀察することが出来る。この中、音韻については特定のものには或程度の区分が可能の様で

はあるが、<sup>(注1)</sup>幾種かの事項について同類を集め異類を分つことには困難が予想される。しかも訓點における音韻の事象は、時代差という點では日本語音韻史と同調するものであつて、音韻の事象からは訓點資料を他資料と分つ獨自のものを認めることが出来ない。次に、語彙については、「訓讀語」は平安時代において特に顯著に和文脈語と相違することが、築島博士によつて解明された。<sup>(注2)</sup>確かに訓讀語彙においては訓點資料内で共通して同訓であることが多い。しかし仔細を見ると、語彙でも資料による偏りや時代差もあり、又語法の上では、同博士も認められる様に時代差に著しい相違が指摘出来る。従つて、訓點資料を分類する為の異なりという點では、「訓讀語法」を取上げねばならない。今まで諸論考で取上げられて来た所の、時代差・資料差の徵証となるものが、助序の訓讀法や、日本語の辞等の讀添語の訓法にあつたのも、決して偶然では無いと思つのである。

訓讀語はあくまで日本語の一つであるから、その語法

も日本語法の規範に攝せられる筈である。凡そ、今日の日本語の文法論で主要な部分を占めるのは品詞分類を主とする語論である。そこで今試みに品詞別に訓讀語を眺めると、量的には自立語の就中、名詞とか動詞・形容詞などの用言とかが極めて多いが、「訓法の異なり」という點では、その訓法の原となる「漢語」が各資料で共通することが少なかつたり、又たとい共通しても訓法が全く同一であつたり、使用例が少なかつたりして、分類の基準としては不適當であることが實際の處理において判明する。

これに対して、日本語の「辞」といわれる助詞、助動詞、形式語は、体言や用言よりも遙かに數の少ない一定の語が、日本語の體系に従つて法則的に用いられる事により所定の言語構成上の型の主要な一面を擔っている。一方シナ語における「助字」もその言語體系における役割は、日本語の辞と同様であると考えられる。従つて、表現内容の異なる諸種の漢文においても、それらが、シ

ナ語の言語法則（又はそれに擬したものの）に従つた表現である限り、助字類は特定の語が回數も多く使用され、各種の漢文に共通するものが多い筈である。凡そ、漢文訓讀は、シナ語と日本語という相異なつた二言語の接觸によつて生じた言語行爲であつて、両言語を對應させた際に、異なりは、文法的機能を示す所の形態素に、顯著に表われて来る。膠着語の徵表たる日本語の「辭」と、孤立語たるシナ語の助字とが如何に對應するか又は「辭」に對應する助字が拵くて「讀添え」として如何に用いられるか等に、問題の主要點が集るのは自然の勢であらう。此の様な助字の訓法・讀添えの仕方は、その漢文を訓讀する人々の讀解力の差によつて、具體的に訓讀資料の上に見られて来る。それは、時代による相違・資料による相違（その典籍を訓讀する學統、京派の教養の差の反映として現れる）によることが大きいから、漢文訓讀に當つて、漢文の助字の訓法と日本語の「辭」の讀添えの仕方等とに、訓讀資料間で相違が存するであらうという見

通しは誤りではないと思う。

では、訓點資料を、助字や讀添語の訓讀法に基いて分類するに當つて、具體的にどのような助字や讀添語が、異類を分つ基準項目となり得るか。

その基準項目の選定には、次の二つの場合を考慮した。第一は、同一内容の漢文を、異なつた時期に訓讀した二つの訓點資料の全卷をそれれ比較して得た、訓讀法の相違であり、第二は、資料の性格の異なる、同時期の二乃至三資料について、その訓讀法を漢字毎に逐一比較して認めた、相違である。訓點資料において、訓讀法の異なりを認める要因として、今日、時代差・資料差が知られるから、この點に手がかりを得ることが、可能な方法である。

第一の、同一内容の漢文を、異なつた時期に訓讀した二資料の比較の方法からは、後述の如き四十余の項目が得られる。この方法では幾つかの助字や讀添語について個々に検討した結果、<sup>(全十)</sup>時代差は平安初期と平安後半期と

に顯著に認められることが尤も判明した。そこで、同一内容の漢文を、平安初期と平安後半期とにそれれ訓讀した訓點資料を探すと、大唐三藏玄奘法師表啓・地藏十輪經・弥勒上生兜率天經・四分律行事鈔・金光明最勝王經・妙法蓮華經等がある。この中、文章が四六駢儷体で変化に富み助字類も多く、それらに加えられた訓點が詳細であること、加點事情が判明又は推定できること等の理由から、知恩院藏大唐三藏玄奘法師表啓平安初期點と、その同一漢文を含む興福寺藏大慈恩寺三藏法師傳(卷六)永久四年(一一二六)點とが、尤も、恰好な比較の對象として取上げられる。同じ内容でしかも漢文の文字面を同じくするこの二つの訓點資料の訓法を比較すると、訓法を全く同じくする箇所と、訓法を異にする箇所とが認められる。その全卷の整理・検討については旧稿で述べた所<sup>(序)</sup>で、助字の訓法・讀添語・副詞の呼應語・實字訓においてそれぞれ異同が存し、それらが各々一定傾向に従つて新旧の訓法の相違を形作っていることを説いた。

そこで取上げられた相違する訓法は次の如くであった。(○印の項は他資料によって補ったもの)

(一) 助字の訓法

故ス↓ 故ホツス 非ズ↓ 非アラズ 無ス・ナシ↓ 無

ナシ 雖トモ・ドモ・イフモ・イドモ↓ 雖イドモ

以讀添語マシ・テ・モチテ↓ 以モチテ 之讀添語マシ・

コレ↓之コレ 者ハ・ヒト・モン↓者モノ 亦モ・マタ↓

亦マタ・モマタ 而己ク・シナリ・フシミ↓ 而己ク・而己ク

再讀字「留」「將」「須」「未」「使」等の單讀から再

讀へ所コト

○及ト↓及オヨビ ○勿ナジ・ガル・ナン・ナカレ↓勿

ナカレ ○己ヌ・ナリ・リ・ナル↓己ナル(ヲハヌ)

○欲ス・オモフ・オモホス・ネガフ↓欲ホツス・オモフ

○爲ニ・タヌニ↓爲タヌニ

○於ニ・ニシテ・ウヘニ・アリテ・オキテ↓於ニシテ・オイテ

(二) 讀添語

(1) 玄奘表啓平安初期點における助詞・助動詞で、永

久點では用いられなくなったもの

い(強意指示) し(發意指示)

くのみ や まつる(敬語)

(2) 永久點で使用例の少ない助詞

は も すら を(間投助詞的用法)

○ます(尊敬) ○はべり(謙讓)

(三) 副詞の呼應

豈……已然形ナヤ・ムヤ↓ 豈……ムヤ

既・己……リ・ナリ↓ 既・己……○(呼應語なし)

云……ト↓ 云……○(呼應語なし)

況……ヤ・ニ致と格を↓ 況……ムヤ(没格)

(四) 實字訓

□ 文選讀 □ 字音讀の増加

□ 一般的方向訓への移行

(五) 対句の訓法

四十項目余であるが、二資料とも同訓であるものも含めて言及した項目は凡そ六十項目である。右の中、○印は

同一資料における他の部分、又は他資料から援用したものであるが、これらも同一傾向に従った異同であることが判明する。弥勒上生経賚の山田嘉造氏藏平安初期朱點と東大寺図書館藏院政末鎌倉初期點の比較、地藏十輪經の元慶七年點・知恩院藏本の平安初期點と康平三年點（一〇六〇）との比較、法華經における平安初期の各點と平安後半期以降の點（明算點・立本寺本寛治點・倭點法華經）の比較等においても、右と同傾向を認める。従つて項目も右に殆ど攝せられるものであることが分るから、玄奘表啓平安初期點と大慈恩寺三藏法師傳永久點との訓法の比較で得た諸項目とその訓讀史上の傾向は、他の場合にも共通するものであることが知られるのである。

次に、第二の、資料の性格の異なる、同時期の二乃至三資料の訓法の比較についても四十項目程が得られる。その比較に用いられる資料は訓點資料全体の中で、それぞれが、性格を異にする大きな資料群の一を代表するものであることが望ましい。逆に同一の資料群に属してい

て、唯下位群として小異を持つ二乃至三資料相互の比較は、分類を前提とした比較の方法として、有効ではない。訓點資料の中で、漢籍と佛典とは、その訓讀法の相違を示す大きな性格の差を成すことが今日明らかになつたから、この二者の代表を選びそれを比較することが考えられる。この際、内容の異なる漢文における、それぞれ訓讀法を比較するのであるから、相當の量を持つことが要求される。この點から、鎌倉時代加點の漢籍が対象として限定される。更に、内容が諸種の經書を含んで變化に富むことや加點者・加點事情・加點者の學統の判明すること等から、群書治要清原教隆加點九卷を選んだ、佛典資料の選定は、右の漢籍を選んだ事によって自ら制約されて来る。略、同量であること、時期を接すること、加點年時、加點事情や加點者の學統の判明すること等で、親鸞上人の草摺本教行信證六卷と、やや降るが心空の倭點法華經八卷とを選んだ。鎌倉時代の訓點資料を以て、平安時代のそれと同列に扱うことには或いは不安がある

かも知れない。しかし、鎌倉時代の訓讀法と平安時代後半期の訓讀法との間には本質的な相違を認めない。漢籍において見るに、各漢籍の訓法は、此の期には家學による小異は認めることが出来るが、兩時代の間の甚しい違いを見ない。このことは例えば、文集や史記・文選等の

平安時代と鎌倉時代の訓點資料を比較すれば明かである。室町時代以後は、漢籍の訓法に佛典のそれが混用されるから事情が異なつて来る。一方、佛典においても、漢籍と同断であることは、曾つて、個々の訓讀法について、各時代の諸資料を並べて調べた際に、平安時代後半期と鎌倉時代との間に斷層を認めなかつたし、以下の分類手續において、別扱いする要を認めなかつた事からも、言えることである。

漢籍の代表たる群書治要教隆點と、教行信證古點・倭點法華經古點との訓讀法の比較については、小稿で報告した所である。(註6) 異なつた内容の漢文の訓讀法を比較するという事柄の性質上、その相違として取上げられた項目

は當然のこととして、助序の訓法や副詞の呼應語、讀添語の異同等が主要項目となる。その項目は次の如くであつた。

(一) 助序の訓法 (「」は不讀を示す)

(イ) 「之」 ↓ 之コレヲ      「則」 ↓ 則スレバチ

「哉」 ↓ 哉カ      「於」 ↓ 於ニシテ

而ラノキ己 ↓ 而オラシキ己      故 ↓ 故カトモフ

令シテ ↓ 令シテ      マウ・コトラホツズ

(ロ) 「也」 ↓ 也ナリ      而・而      者・者

以モツテ ↓ 以コレヲモテ

(二) 副詞の呼應語

(イ) 曰イハク …… トイフ ↓ 曰イハク …… ト。

以オモツク為 ↓ ト以オモツク為

豈アヒ …… レヤ ↓ 豈アヒ …… ムヤ

豈アヒ …… キ

(ロ) 豈アヒ …… ズヤ・ベキヤ

況……。

(三) 讀素詩の異同

(イ) イ 又カ ナミソ シモ

ヤ(已然形に付く)

引<sup>引</sup>歩<sup>歩</sup>ス 引<sup>引</sup>・引<sup>引</sup>得

(ロ) トイフハ へ

(四) 實字の訓

言<sup>言</sup>と辞<sup>辞</sup> ↓ 言<sup>言</sup>・辞<sup>辞</sup>

謂<sup>謂</sup> ↓ 謂<sup>謂</sup> 終日<sup>終日</sup> ↓ 終日<sup>終日</sup>

在<sup>在</sup> ↓ 在<sup>在</sup>

オソル(上二段)・ヨロコブ(上二段)・タフトブ

(上二段)

ニクム(上二段)・マナブ(上二段)

難<sup>難</sup>・危<sup>危</sup>・安<sup>安</sup>・凶<sup>凶</sup>・善<sup>善</sup>・如<sup>如</sup>・者<sup>者</sup>

(五) 措辞の相違

○ 吁<sup>吁</sup> 微<sup>微</sup> 諸<sup>諸</sup>・師<sup>師</sup>・衆<sup>衆</sup>

○ 如是<sup>如是</sup>等<sup>等</sup> 去<sup>去</sup>來<sup>來</sup>

(イ)は群書治要が平安初期訓法ないし古語法を残存している結果生じた相違であり、(ロ)は放行信證が新しい訓法又は特異な訓法を持つ爲の相違である。

以上の第一の時代差と、幾二の資料差とから得た訓讀法の相違の諸項目、即ち前者が四十項目余、後者も四十項目余、兩者に共通するもの約十項目であるから、計七十項目余が、訓點資料を分類する基準たる訓讀法として一應取上げられる事になる。

三、資料——訓點資料の抽出

訓點資料は、現在までに發見されただけでも、二千を越える程、多量に残存する。之等を訓讀法に基いて分類するに當つて、當初から全ての訓點資料にわたつて比較検討することは無獻が多い。能率的な處理としては、その中から幾つかを抽出して、それについて分類を試行し、これを基にして他資料により檢算するという方法が考えられる。この方法においては、訓點資料の訓讀法につい



て、「漢籍訓讀語」と「平安中期以後の佛典訓讀語」といふ大資料群があり、それらがそれそれ家学・宗派によつて小資料群に分れ、しかも、その近親關係によつて分類し得るし、更にこれらは平安初期以前において、共通祖形より分れたものであつたろう、という見通しが、既に個別的な助序・讀添語の訓法の検討においてあり、又、千を越える訓點資料調査の際において得られたことは、所期の分類の可能性を大きくするものである。このよくな訓點資料の近親關係の指摘は、訓點資料の外形面たるヲコト點法の上から、中田祝夫博士が既に行つていられる。外形面たるヲコト點法による分類結果と内容面たる訓讀法による分類とが、如何なる關係を持つかは、以下の分類において知る所であるが、右の近親關係の指摘は訓讀法に基づく分類に當つて、その可能性を又一面から暗示するものである。

右のような見地から、訓點資料抽出の条件として、次の諸件が必要となつて来る。

一、予想される、幾つかの資料群の各々にわたること。従つて、(4)加點年代の違ふ多くの資料にわたること。(5)資料の性格の異なる、それそれの多くのものに及ぶこと。(6)ヲコト點法において、中田博士の分類された各種類にわたること。

二、その訓點資料の全文の解讀が既に爲されてあるか、或いは、全文解讀と同程度の状態に調登・整理が済んでゐるもの。その場合、全語の索引が作成されてあれば、尚好都合である。

三、加點が單一であること。特に異系統の訓法が混在する恐れのあるものは避けること。

右の三条件を考慮して、以下の四十種の訓點資料を抽出した。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
文集(新泉府)	史記 (呂后・孝文) (孝景本紀)	漢書揚雄傳	古文尚書	大唐三藏玄奘法師表格	廻藏十輪經	觀彌勒上生兜率天經贊求点	金光明最勝王經(西大寺本)	廣經四合律(小川本)	法華經方便品	訓點資料名
⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	略号
二	三	一	六	一	六	一	十	二	一	卷数
天永四年	延久五年	天曆二年	延喜頃	平安初期 (兼和・貞觀頃)	元慶七年	平安初期 (天長・承和頃)	平安初期	平安初期 (弘仁・天長頃)	平安初期	加點年代
1113	1073	948	901-		883					
博士家點	博士家點	博士家點	博士家點	三論宗點系	三論宗點系	于二ハル點系	喜多院點系	特殊	西墓點系	ヲコト點の系統 (数字は群點)
⑤	⑤	⑤	⑤	③	③	④	②		①	
索引	複製・(一部實見)	複製(吉沢博士釈文)		索引(築島博士)	點研・談文篇	索引	春日博士釈文	訓誌九 (大坪博士釈文)	訓誌七	備考

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	
妙法蓮華經(卷一)	不空羂索神呪心經	蘇悉地羯羅經	地藏十輪經	維摩詰經(下)	觀彌勒上生經贊	法華義疏	法華經玄贊	群書治要(經部)	春秋經傳集解(卷十)	訓點資料名
華	呪	羯	十	維	勒	疏	玄	治	春	略号
一	一	三	一	一	一	七	二	九	一	卷数
平安後期(明算)	寛徳二年 1045	承保元年 1074	康平三年 1060	平安中期	鎌倉初期	長祿四年 1002	平安中期(享祐)	(卷一與) 建長五年 1253	保延五年 1139	加點年代
中院僧正點	喜多院點	圓堂點	喜多院點	西墓點	喜多院點	三論宗點系	順曉和尚點	博士家點 (明經點)	博士家點 (数字は稱點)	ヲウト點の系統 (数字は稱點)
③	②	⑤	②	①	②	③	⑥	⑤	⑤	
	國語学 索引あり 33					點研・詠文篇	點研・詠文篇	索引		備考

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
倭點法華經	教行信證	往生要集	千手千眼陀羅尼經	法華廿八品略頌	護摩密記	求闍持法	金光明文句	蘇悉地羯羅經	大華嚴生心地觀經(卷八)	金剛頂三摩地法
④	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
八	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
南北朝期	鎌倉初期	仁平四年 1154	院政初期	延久二年 1070	長元八年 1035	應和(961)頃	平政中期	延喜九年 909	院政後期	天曆三年 949
墨訓	墨訓	墨訓	宝幢院點 ⑦	第五群點	宝幢院點 ②	第五群點	第一群點	西墓點 ①	第五群點	香隆寺點 ⑤
複製	複製・索引		複製		訓誌一	索引				

40	39	38	37	36	35	34	33	32	
高山寺本消息文範	將門記	文鏡秘府論	華嚴祖師傳	大唐西域記(卷十二)	大唐西域記	三藏法師傳	三藏法師傳(卷三)	戒律傳來記	訓點資料名
消	將	鏡	祖	域	西	慈	傳	戒	略号
一	一	六	二	二	五	六	一	一	卷数
鎌倉初期	承徳三年 1099	保延四年 1138	建治二年 1273	建保二年 1214	長寛元年 1163	永久四年 1116	天治三年 1126	保安五年 1124	加點年代
墨訓	墨訓	圓堂點 ⑤	墨訓	三論宗點 ③	三論宗點 ③	墨訓(喜多院點 を少々残存)	喜多院點 ②	白訓	ヲコト點の系統 (数字は群點)
	複製	複製			點研・訳文篇	築島博士訳文	築島博士訳文	複製	備考

#### 四、分類手續

先に分類基準として選定した七十余項目の訓讀法の各々について、右の四十種の訓點資料で夫々どう訓讀されているかを調査した結果、次の配慮が必要と判った。

(1) 七十余項目の訓法の中には、當該漢字や當該訓讀語が、四十種資料の比較的多くに表われるものと、一部の資料にしか表われないものがある。

(2) 四十種資料の殆どにわたって用いられているのは、讀添のテニヲハよりも助字が多い。従って先ず助字の訓法について、その異同を調べるのが有効である。

(3) 一部の資料に偏して用いられていて、廣く四十種にわたらない訓法もある。「擬」「宜」「蓋」「實字の訓、讀添語の又カ・ナ・ソ・クノミ等であり、これは分類には用いられない

(4) その漢字に付すべき訓法が、多くの資料に缺けていて、訓法が不明確なもの。「未」「亦」等。

(5) 特定資料に見られる訓法か四十種中他の訓法に対して孤例に近く、同類の稀なもの。「應」等。

此の中(3)(4)(5)は分類手續の項目から一應除くと、助字として先ず有効なものは、

a. 當	b. 將	c. 已	d. 非
e. 勿	f. 耳	g. 故	h. 令
i. 之(取末)	j. 而	k. 謂	l. 如是等
m. 不	n. 者	o. 及	p. 則
q. 者(引用)	r. 也	s. 云の呼應	t. 泥の呼應

となる。

(6) 右の助字の訓法の中でも、同一字に幾通りかの訓法のある字があるが、その中で、どの資料にも共通して同訓法であるものは除く。例えば、

〔當〕 狄迦牟尼佛即記之。曰。當下。生。彼。國。下

時。下 (維摩詰經平安中期點)

延喜九年點)

のいわゆる再讀字「當」には、再讀訓の外に、「當」の訓法があつて、廣く各資料に見出せ。又「敘」は「ホリス」「オモフ」の訓の外に「ムトス」の訓があつて、この方は各資料に見出せる。この種の訓法は、相違を前提とする分類においては有効ではない。

(7) 一助字にA B二様の訓法が存する際、ここではその資料の訓法がAの訓法かBの訓法かの異なりを問題とするのであつて、一資料内でAが何例かという用例の量は論じない。

(一) さて、右の嚴選された二十項目の訓法について、四十種の資料の訓法を検討するに、或る一助字の訓法に相對立するA B二通りの訓法がある際に、ある種の資料群ではAの訓法を用いるのに対して、残る他の資料群では對立するBの訓法を用いて峻別する、という場合がある。再讀字が之で、いわゆる再讀字の諸種の訓法の中、再讀訓とするか或いは再讀せずに一訓に讀む

か(單讀)は二者擇一の訓法である。かかる再讀字の單讀・再讀の例を挙げると次の如くである。

當(單讀) 汝等當知云云。般涅槃。有舍利者。是密意の説(最)

當(再讀) 當用赤米。飯。根菜。密。砂糖。米粉。餅等。是也。(蘇)

將(單讀) 身形羸瘦。將死。不。久(最)

將(再讀) 疾。慶雲。而。將。拳。(揚)

此の訓法によると、資料(1)から(6)までは全て單讀のみで再讀する事が無いのに対して、資料(7)以下(9)までには當該字のある資料では必ず再讀訓がある。

將 當		訓 法	料	整 理 順 号
單	單	(便)	1	
單	單	(律)	2	
單	單	(最)	3	
單	單	(弥)	4	
單	單	(輪)	5	
單	單	(表)	6	
再		(書)	7	
再		(揚)	8	
再	再	(史)	9	
再	再	(集)	10	
再	再	(春)	11	
再	再	(治)	12	
再	再	(玄)	13	
再	再	(疏)	14	
再	再	(勒)	15	
	再	(維)	16	
	再	(地)	17	
	再	(羯)	18	
	再	(呪)	19	
	再	(華)	20	
	再	(摩)	21	
	再	(心)	22	

將	當	(續 き)
	再	(蘇) 23
	再	(金) 24
		(求) 25
	再	(護) 26
再		(代) 27
	再	(千) 28
	再	(往) 29
再	再	(教) 30
再	再	(接) 31
	再	(戒) 32
再	再	(伝) 33
再	再	(惹) 34
再	再	(西) 35
再	再	(域) 36
再	再	(祖) 37
再	再	(鏡) 38
	再	(將) 39
再	再	(消) 40

右の如き、(1)から(6)までの資料との以下の資料との間に訓法の相違のある助字が、他にもある。但し、再讀字ほどには多くの資料に列がわたらないが、再讀字と同様な區劃を認める。「勿」「耳」の訓がそうである。

禁止の「勿」の訓には「ナカレ」が多く用いられ、特に(7)以下の資料では殆ど此の訓である。之に對して助詞「ナ」(或いは助動詞「シ」)にも「ナ」訓まれる訓があるが、此の訓は(1)から(6)の資料の中へのみ見られるのであ



る。以下「ナカレ」「ナ」「シ」の例を各一例ずつ掲げ

勿<sup>ナ</sup>令<sup>む</sup>他<sup>ニ</sup>解<sup>ラ</sup> (最勝王經平安初期點卷六<sup>112</sup>)

我等<sup>ヲ</sup>〔從〕今<sup>ヨリ</sup>〔勿〕復<sup>ニ</sup>擁<sup>一</sup>護<sup>ヲ</sup> (此の刹)

帝利の旃荼羅の等<sup>キ</sup> 并<sup>テ</sup>其<sup>ノ</sup>所<sup>一</sup>居<sup>ノ</sup>國<sup>土</sup>城<sup>邑</sup>

(地藏十輪經<sup>ノ</sup>三<sup>ノ</sup>二<sup>ノ</sup>63)

勿<sup>レ</sup>斷<sup>ニ</sup>縁<sup>ノ</sup>縛<sup>ヲ</sup> (不空罽索神呪心經<sup>ノ</sup>實德<sup>ニ</sup>五<sup>ノ</sup>點)

今、此の「ナ」(シ)の訓の有無に重點を置くに、再讀

字の單讀される資料(1)(6)に限って此の訓が積極的に見出され、(7)以下では、此の訓が認められずに殆ど「ナカレ」一訓に傾いている。但し、(7)以下に「マナ」の次の如き訓があるが、

佛<sup>ト</sup>因<sup>ニ</sup>誠<sup>レ</sup>之<sup>モ</sup>自<sup>今</sup>以後、勿<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>卿<sup>一</sup>汝<sup>之</sup>言<sup>ヲ</sup>

(法華義疏序品長保點 338)

四十種中に四資料のみであり、又、「ナ」………「ン」も

敵<sup>一</sup>帝<sup>甘</sup>宗<sup>勿</sup>・勿<sup>レ</sup>・勿<sup>レ</sup>伐<sup>レ</sup>

(群書治要卷三毛詩建長點)

の一例のみで、分類の爲には有効でなく、基準たり得ない。

次に文末助字の「耳」の訓法にも、(1)から(6)までの資料では、此を不讀として所定訓が加えられていないのに對して、(7)以下では、訓が附與され殆どが「ラクノミ・マクノミ」の所定訓であるという區分が認められた。不讀及び「マクノミ」の例を示す。

(不讀) (言) 間<sup>ニ</sup>浮<sup>ル</sup>根<sup>ト</sup> (言) 訛<sup>レ</sup> (耳)

(亦勤經平安初期點)

(不讀) 乃<sup>シ</sup>說<sup>タ</sup> (之) 如<sup>ク</sup> (之) 之<sup>ニ</sup> (之) 如<sup>ク</sup> (之) 之<sup>ニ</sup> 優曇鉢

華の時ありて (之) 現する (耳)

(法華經方便品平安初期點)

(マクノミ) 各<sup>ニ</sup>只<sup>ニ</sup>用<sup>ル</sup> 小<sup>ノ</sup>介<sup>ス</sup> 耳<sup>ヲ</sup>

(護摩經記長元八年點)

耳	勿	訓法	行	音
耳	勿	便	1	
耳	勿	律	2	
耳	勿	最	3	
耳	勿	弥	4	
耳	勿	輪	5	
耳	勿	表	6	
耳	勿	書	7	
耳	勿	場	8	
耳	勿	史	9	
耳	勿	集	10	
耳	勿	眷	11	
耳	勿	治	12	
耳	勿	玄	13	
耳	勿	疏	14	
耳	勿	勒	15	
耳	勿	椎	16	
耳	勿	地	17	
耳	勿	揭	18	
耳	勿	坑	19	
耳	勿	華	20	
耳	勿	摩	21	
耳	勿	心	22	

耳	勿	訓法	行	音
耳	勿	既	23	
耳	勿	金	24	
耳	勿	求	25	
耳	勿	護	26	
耳	勿	共	27	
耳	勿	千	28	
耳	勿	往	29	
耳	勿	教	30	
耳	勿	倭	31	
耳	勿	戒	32	
耳	勿	伝	33	
耳	勿	慈	34	
耳	勿	西	35	
耳	勿	域	36	
耳	勿	祖	37	
耳	勿	鏡	38	
耳	勿	將	39	
耳	勿	消	40	

次に、二三の例外を認めるが、傾向として右と同じ区劃を認める助字の訓法がある。「非」の訓法である。此の助字の訓法には、二様がある。一は單に助動詞「ズ」(又はジ)に訓ずるもので、他は「ニアラス」と訓ずるもので、他は「ニアラス」と訓ずる場合で、次の如くである。

「ズ」 斯レ「非」順ニ正理ニ  
 (最勝王經平安初期點)



完了の「已」の訓にも、單に助動詞の「ぬ」(又とぞの他の活用形)に訓む場合と、「ヲハル・ヲハ(リ)又と訓む場合とがあり、「又」は(リ) (6)までの資料の中に極めて多く認められるのに対して、(7)以下では「ヲハル・ヲハ(リ)又」が歴史的に多いという傾向がある。

〔已〕<sup>ヌ</sup> 既<sup>レ</sup>稱<sup>レ</sup>心<sup>ニ</sup> 已<sup>レ</sup>常持<sup>レ</sup>莫<sup>レ</sup>忘<sup>ル</sup> (最勝王經平安初期點卷五<sup>八</sup>)  
 〔已〕<sup>ヌ</sup> 既<sup>レ</sup>燒<sup>キ</sup>打<sup>レ</sup>已<sup>ニ</sup> 無<sup>ニ</sup> 復<sup>レ</sup>塵<sup>垢</sup> (同右卷二<sup>九</sup>)  
 〔已〕<sup>ヲハル</sup> 善男子以<sup>レ</sup>是<sup>ノ</sup> 因緣<sup>ヲ</sup> 服<sup>テ</sup> 於<sup>レ</sup>空<sup>ノ</sup> 兼<sup>ニ</sup> 除<sup>ニ</sup> 邪見<sup>ヲ</sup>  
 已<sup>ヲハル</sup> 自<sup>レ</sup>覺<sup>レ</sup>悟<sup>レ</sup>心<sup>ニ</sup> 能<sup>ク</sup> 發<sup>セ</sup> 菩<sup>提</sup> (大乗本生  
 心地觀經院政本點)

己	訓法	資料	番号
		便	1
ヌテ	又	律	2
ヌリ	又	最	3
	又	弥	4
	又	輪	5
	又	表	6
		書	7
		場	8
		史	9
		侯	10
		春	11
		治	12
		玄	13
		疏	14
		勒	15
		雜	16
		地	17
		羯	18
		呪	19
		華	20
		摩	21
		心	22

己	續き	番号
己 <sup>ヲシテ</sup>	蘇	23
己 <sup>ヲシテ</sup>	金	24
己 <sup>ヲシテ</sup>	求	25
己 <sup>ヲシテ</sup>	護	26
己 <sup>ヲシテ</sup>	共	27
己 <sup>ヲシテ</sup>	千	28
己 <sup>ヲシテ</sup>	往	29
己 <sup>ヲシテ</sup>	教	30
己 <sup>ヲシテ</sup>	倭	31
己 <sup>ヲシテ</sup>	戒	32
己 <sup>ヲシテ</sup>	伝	33
己 <sup>ヲシテ</sup>	慈	34
己 <sup>ヲシテ</sup>	西	35
己 <sup>ヲシテ</sup>	域	36
己 <sup>ヲシテ</sup>	祖	37
己 <sup>ヲシテ</sup>	鏡	38
己 <sup>ヲシテ</sup>	將	39
己 <sup>ヲシテ</sup>	消	40

「己」の(7)以下の中、(7)から(12)までには此の助字の例は見られなかつた。

又次に、「況」に呼應する結ぶの形式にも類似の傾向が存する。「況」の呼應には構文上一兼がある。(注12) 一は「況

の後文に叙述語のある場合であり、他は、後文が主語又は修飾語のみである場合である。前者の場合には古點では「況……ムヤ」と訓じて各資料共通する。所が後文が主語又は修飾語のみの場合には、

(a) 後文の主語又は修飾語を、「況」を挟んで対比する前文の主語又は修飾語と同格に訓讀する。

(b) 後文の成分を、前文の格に構わず、「ヲヤ」と設格表現に訓讀する。

(c) 後文に所定の呼應語が無い。

の三通じがある。此を右の四十種の資料について検するに、(a)は(1)から(6)までの資料に多く見られるのに対して、(b)は(7)以下の資料に多く見られる事が判明する。但し、

(13)の玄積平安中期點は(a)が見られて例外である。又(1)中の「……ヲヤ」は前文のヲ格に対比させた訓法であつて此は例外ではない。

(a) 若<sup>ニ</sup>有<sup>ル</sup>三<sup>ノ</sup>聽<sup>ク</sup>聞<sup>ク</sup>如<sup>シ</sup>是<sup>ノ</sup>經<sup>ニ</sup>一<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>獲<sup>ル</sup>の功德<sup>ハ</sup>其<sup>ノ</sup>量<sup>ハ</sup>甚<sup>ク</sup>多<sup>シ</sup>。

何<sup>レ</sup>況<sup>シ</sup>書<sup>ヲ</sup>寫<sup>シ</sup>受<sup>テ</sup>持<sup>テ</sup>讀<sup>ム</sup>誦<sup>ス</sup>為<sup>シ</sup>他<sup>ノ</sup>敷<sup>ハ</sup>漢<sup>シ</sup>如<sup>シ</sup>說<sup>ハ</sup>修<sup>ム</sup>行<sup>ハ</sup>。

(最勝王經卷六平安初期點106)

乃至<sup>ニ</sup>己<sup>ノ</sup>身<sup>ノ</sup>血<sup>ノ</sup>肉<sup>ノ</sup>骨<sup>ノ</sup>髓<sup>ニ</sup>亦<sup>シ</sup>持<sup>テ</sup>施<sup>ス</sup>與<sup>テ</sup>令<sup>テ</sup>得<sup>ル</sup>。

飽<sup>テ</sup>滿<sup>ス</sup>。況<sup>シ</sup>餘<sup>ノ</sup>飲<sup>ム</sup>食<sup>ハ</sup>。(同左卷一6)

周<sup>ラ</sup>給<sup>ニ</sup>一<sup>ノ</sup>國<sup>ニ</sup>猶<sup>シ</sup>用<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>盡<sup>ス</sup>何<sup>レ</sup>況<sup>シ</sup>諸<sup>ノ</sup>子<sup>ニ</sup>。

(法華經玄積平安中期點卷六246)

(b) 諸<sup>ノ</sup>聲<sup>ノ</sup>聞<sup>ク</sup>得<sup>ル</sup>記<sup>ス</sup>不<sup>レ</sup>堪<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>上<sup>ノ</sup>留<sup>テ</sup>難<sup>ク</sup>併<sup>ニ</sup>衆<sup>ニ</sup>他<sup>ノ</sup>土<sup>ノ</sup>の弘<sup>シ</sup>經<sup>ト</sup>。況<sup>シ</sup>初<sup>ノ</sup>心<sup>ノ</sup>の<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>乎<sup>。</sup> (法華廿八品略釈延久二年點)

呼應	況の	訓法	資料	整理
一ヤ	一ム	便	1	
一ヤ	一ム	律	2	
一ヤ	一ム	最	3	
一ヤ	一ム	弥	4	
一ヤ	一ム	輪	5	
一ヤ	一ム	表	6	
一ヤ	一ム	書	7	
一ヤ	一ム	揚	8	
一ヤ	一ム	史	9	
一ヤ	一ム	集	10	
一ヤ	一ム	春	11	
一ヤ	一ム	治	12	
一ヤ	一ム	玄	13	
一ヤ	一ム	流	14	
一ヤ	一ム	勅	15	
一ヤ	一ム	維	16	
一ヤ	一ム	地	17	
一ヤ	一ム	福	18	
一ヤ	一ム	呪	19	
一ヤ	一ム	華	20	
一ヤ	一ム	摩	21	
一ヤ	一ム	心	22	

	一モヤ	23
	一モヤ	24
	一モヤ	25
	一モヤ	26
	一モヤ	27
	一モヤ	28
	一モヤ	29
	一モヤ	30
	一モヤ	31
	一モヤ	32
	一モヤ	33
	一モヤ	34
	一モヤ	35
	一モヤ	36
	一モヤ	37
	一モヤ	38
	一モヤ	39
	一モヤ	40

右表の中、(39)將門記承徳三年點と(40)高山寺藏消息文範  
錄倉初期點には、「況」の符びに特定の呼應語がない。

(「一〇」で示した)

謹以奉入、但遠路之間有ニ水草、難ニ自、疲瘦況故  
悉々歎言侍、昔聞………(高山寺藏消息文範39)

「一〇」は(7)以下の資料中にも、見ることもあるが、そ  
れらは一方に「一ヲヤ」とか「一ムヤ」の呼應語も存し、  
しかも各資料内の「一〇」の量は一二例に過ぎない。然  
るに、(39)(40)では全例とも呼應に特定語を欠いているのが  
注意される。

(二)次に、二十項目の「欲」の訓には、既述の如く將

と同義の「ムト欲」の訓法があつて之は各資料共通する。  
所が外に助動詞としての此の字に「マク(コトヲ)欲ス」  
と「ムト欲」の訓法とがある。次の如くである。

「ホツス」呂厓欲<sup>ホツス</sup>爲<sup>ホツス</sup>ニ不善<sup>ホツス</sup> (史記孝文本紀延久點)  
「オモフ」固<sup>オモフ</sup>備<sup>オモフ</sup>欲<sup>オモフ</sup>成<sup>オモフ</sup>就<sup>オモフ</sup>ニ菓<sup>オモフ</sup>玄<sup>オモフ</sup>之<sup>オモフ</sup>時<sup>オモフ</sup> (蘇悉地揭羅經延喜九年點)

此の場合「ホツス」の直前の讀添の語は「マク」又は  
「コトヲ」であり、「オモフ」の直前の語は「ムト」  
であつて區別されているから、「欲」に付訓のない場合  
にも直前の讀添語の相違によつても區別する事が可能で  
ある。

敬	訓法	資料	整理
便	1	おとあ	
律	2	おとあ	
最	3	おとあ	
殊	4	おとあ	
輪	5	おとあ	
表	6	おとあ	
書	7	おとあ	
揚	8	おとあ	
史	9	おとあ	
泉	10	おとあ	
春	11	おとあ	
治	12	おとあ	
玄	13	おとあ	
疏	14	おとあ	
軌	15	おとあ	
維	16	おとあ	
地	17	おとあ	
羯	18	おとあ	
呪	19	おとあ	
華	20	おとあ	
摩	21	おとあ	
心	22	おとあ	

蘇	23	おとあ
金	24	おとあ
求	25	おとあ
護	26	おとあ
世	27	おとあ
千	28	おとあ
往	29	おとあ
教	30	おとあ
倭	31	おとあ
戒	32	おとあ
伝	33	おとあ
慈	34	おとあ
西	35	おとあ
域	36	おとあ
祖	37	おとあ
鏡	38	おとあ
將	39	おとあ
精	40	おとあ

右表に示された如く、「マク(コト)ホッス」の訓法は(1)から(12)までの資料が主として用いる。此に對して、(1)から(16)までの資料、及び(18)から(40)までの資料では、「ムトオモフ」が積極的に用いられている。但し、(10)の文集天求點中に一例だけ「トオモハ」の異訓が併記されていて、例外である。此の資料には「コトヲホス」が普通である。又、(2)(3)(35)(37)(38)に「ホッス」があるが、(22)(30)(31)は各々一例のみ、(35)は二例のみであって、他は「ムトオモフ」であるから、例外と考えられる。その上、(22)の不明を除くと他例は「ムトホッス」であって、(7)〜(12)までの「マク・ゴトヲ」が、漢籍の「ホッス」の訓法の影響を蒙った結果生じたと考えられるものである。此等が、院政後半期から鎌倉期の資料であるのも偶然ではないと思われる。(38)

は「コトヲホす」で、(1) (2)の訓法と同じであるが、文  
 鏡秘府論の本文には屢々漢籍を引用してあり、保延點で  
 は原典に忠實に訓讀した所があるので、此の訓法もその  
 影響が考えられる。(1) (2)は全て漢籍であるが、右等が  
 (1) (2)に似ているのは、右の如き特殊事情を考え得るも  
 のであつて、共に例外である。ネすれば、「敬」の訓法  
 においては、(1) (2)の訓法と他の資料との間に相違が認  
 められることになる。

右の如き、(1) (2)までの資料と他の資料との間に同一  
 助字の訓法を異にするものが外にもある。先ず使役の「  
 令」と文末助字「之」とである。

使役の「令」の訓法には、(a)「令」の如く再讀形式に  
 訓ずるものと、(b)再讀形式にしないものがある。(b)に  
 は(1)「……ヲシテ」を下の使役者を示す漢字に付すもの  
 と、(2)「……ヲシテ」を用いず「……ニ……セシム」  
 又は「……ヲ……セシム」と訓ずる場合とがある。

(a)「令」と再讀形式とする例

不<sup>シ</sup>令<sup>シ</sup>表<sup>シ</sup>夏<sup>ト</sup>相<sup>ヒ</sup>交<sup>リ</sup>侵<sup>ム</sup>上 (文集天永四年點)  
 (b)再讀形式とせず

(1)「ヲシテ」を下の語に付すもの

亦<sup>モ</sup>令<sup>セ</sup>此<sup>ノ</sup>人<sup>ヲ</sup>聞<sup>ク</sup>法<sup>ヲ</sup>入<sup>ル</sup>於<sup>テ</sup>佛<sup>慧</sup>上

(法華廿八品略釈延久二年點)

(1)「……ニ……セシム」又は「……ヲ……セシム」の例

唯<sup>ニ</sup>自<sup>ラ</sup>耳<sup>ヲ</sup>聞<sup>ク</sup>勿<sup>ク</sup>令<sup>セ</sup>他<sup>ニ</sup>解<sup>ス</sup>

(最勝王經平安初期點)

流<sup>シ</sup>布<sup>シ</sup>此<sup>ノ</sup>妙<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>王<sup>ト</sup>則<sup>チ</sup>令<sup>テ</sup>王<sup>ト</sup>云<sup>フ</sup>久<sup>ク</sup>住<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>  
 世<sup>ニ</sup> (同 右)

右の訓法を、四十種の資料について検するに(a)の「令」は  
 (1) (2)に積極的に見られる。之に対して(b)「令……ヲ  
 シテ」は(3)以下(4)まで(1)から(6)までに見られ、(b) (2)  
 の「……ヲ(三)……シム」は(1)から(6)までに限って見られ  
 る事が判明する。次に、文末助字「之」の訓法には、

(a)「之」を不讀とする(その例)

君子<sup>ハ</sup>學<sup>ビ</sup>以<sup>テ</sup>聚<sup>ル</sup>「之」。問<sup>フ</sup>以<sup>テ</sup>辯<sup>ス</sup>「之」



(群書治要卷一建長五年點)

(b) 「之」と訓する。(その例)

今將<sub>ニ</sub>談合<sub>ニ</sub>佛身<sub>一</sub>是故<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>利他<sub>一</sub>言<sub>之</sub>ヲ

(教行信證古點)

に對して、(b)以下(40)までと、(1)から(6)までの資料では、  
 (b) 「之」の訓法が用いられる。その中、(1)から(6)ま  
 での資料では、「之」の文脈上の意味によって、(a)不讀  
 の例もあり、(b)の訓法もある。

の二種の訓法がある。<sup>(注)</sup>「之」字の訓法について四十種の

資料を調べると、(1) (2)の資料では皆(a)不讀である。此

之	令	訓法	資料
之	令	便	1
之	令	律	2
之	令	最	3
之	令	弥	4
之	令	輪	5
之	令	表	6
之	令	書	7
之	令	揚	8
之	令	史	9
之	令	集	10
之	令	春	11
之	令	治	12
之	令	玄	13
之	令	疏	14
之	令	勅	15
之	令	維	16
之	令	地	17
之	令	羯	18
之	令	呪	19
之	令	華	20
之	令	摩	21
之	令	心	22

之	令	(續キ)
之	令	蘇 23
之	令	金 24
之	令	戒 25
之	令	護 26
之	令	世 27
之	令	十 28
之	令	任 29
之	令	敬 30
之	令	倭 31
之	令	戒 32
之	令	伝 33
之	令	慈 34
之	令	西 35
之	令	域 36
之	令	祖 37
之	令	鏡 38
之	令	將 39
之	令	消 40

「令」も「之」も一資料中の例数も多く、多くの資料にわたって使用例を見出す事が出来るので区劃の考察に好都合である。「令」の区劃には例外がある。(13)以下の資料中、(31)(32)に再讀形式の訓がある。此の中、(37)(38)は「ホッス」においても例外の見られた資料である。(3)にも共通する原因―漢籍の訓法の影響が働いているかも知れない。尚、「令」の訓で(39)(40)は「ラシテ……シム」の形式を全く用いず、「令」の訓法としてのみ用いて他の資料と異なる事が注意される。(此の點、「の」況「の」呼應「の」の訓法にも同種の注意があつた。)

同じく、二三の例外があるが、傾向として右と同じ区劃を認める助字に「而」の文頭の訓法がある。「而」の訓法には多種があつて複雑であるが、その中で、「而」

文頭の訓法	例	番号
而(シカモ)	便	1
而(シカモ)	律	2
而(シカモ)	最	3
而(シカモ)	亦	4
而(シカモ)	輪	5
而(シカモ)	表	6
而(シカモ)	書	7
而(シカモ)	揚	8
而(シカモ)	史	9
而(シカモ)	集	10
而(シカモ)	春	11
而(シカモ)	治	12
而(シカモ)	玄	13
而(シカモ)	疏	14
而(シカモ)	勒	15
而(シカモ)	維	16
而(シカモ)	地	17
而(シカモ)	羯	18
而(シカモ)	呪	19
而(シカモ)	華	20
而(シカモ)	摩	21
而(シカモ)	心	22

此の文頭の「而」の訓法について四十種の資料を検すると次の如くなる。

の上文を文として終止させ、「而」を次文の文頭に訓ずる訓讀法がある。「而」の文頭の訓法に次の場合がある。

(a) 文頭の「而」を「シカウシテ」と訓ずる。  
 先服<sup>シカウ</sup>「之」而<sup>シカウ</sup>猶不可<sup>ナルキヤク</sup>「則」尚賢<sup>オホキニテ</sup>以勸<sup>ヲテ</sup>「之」

(群書治要卷九正嘉元年點)

(b) 文頭の「而」を「シカモ」と訓ずる。  
 猶未<sup>ユウモ</sup>登<sup>トヨギ</sup>六信<sup>ロクシン</sup>「也」而<sup>シカモ</sup>櫻絡<sup>オウラク</sup>經云六住<sup>ロクジュ</sup>退<sup>トイ</sup>「若……」

(法華疏疏長保四年點)

(c) その他の訓法

「而」三柳<sup>ヤナギ</sup>茅子<sup>チロ</sup>等<sup>ト</sup>謙<sup>ケン</sup>渡<sup>ワタ</sup>已<sup>マ</sup>畢<sup>ヒ</sup>而<sup>シカモ</sup>今<sup>イマ</sup>在<sup>ニ</sup>此<sup>ココ</sup>仰<sup>オホ</sup>一<sup>ヒト</sup>甚<sup>シ</sup>以<sup>ヲ</sup>恐<sup>オソ</sup>慄<sup>シ</sup>

(高山寺藏消息文範鎌倉初期點)

「而」カドモ屢<sup>シカモ</sup>令<sup>シカモ</sup>覽<sup>ラン</sup>察<sup>サツ</sup>而<sup>シカモ</sup>皆<sup>シカモ</sup>无<sup>シカモ</sup>弁<sup>ベン</sup>亂<sup>ラン</sup>之<sup>シカモ</sup>政<sup>セイ</sup>

(將門記承徳三年點十三リ)

(續き)	
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	③ 23
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	④ 24
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑤ 25
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑥ 26
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑦ 27
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑧ 28
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑨ 29
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑩ 30
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑪ 31
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑫ 32
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑬ 33
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑭ 34
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑮ 35
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑯ 36
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑰ 37
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑱ 38
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑲ 39
而 <sup>シ</sup> 而 <sup>ト</sup>	⑳ 40

(7)から(12)までの資料では、文頭の「而」は「シカウシテ」の訓が用いられる。此に對して、(13)から(38)と、(1)から(6)までの資料では「シカモ」が主として用いられる。但し、之には例外もある。「シカウシテ」が、(22)(23)(24)と(38)及び(3)にある。(22)(23)(24)は天台宗關係資料である事と關係あるか)しかし、それらは、同資料に「シカモ」が用いられており「シカモ」の方が量は多く、「シカウシテ」は少數例である。何れにせよ「シカウシテ」が積極的に用いられるのは(7)から(12)までで、他は「シカモ」という區劃が認められそうである。尚、(39)(40)は「シカモ」も「シカウシテ」もなく、逆接の意の訓法のみである。此の點他の三十八種と異なり、先の「泥<sup>ニ</sup>の<sup>ノ</sup>令<sup>シ</sup>」と共

に注意される。

さて右の「故」「令」「之」「而(主音)」の訓法では(7)に特に共通する訓法のある事が判明した。(1)で先に解れた「已」の訓法において、(7)と(12)にはその例がないと報告したのも右の(三)で述べた區劃と關係すると思われる。(三)第三に、右の(39)(40)のみに通有で、他の三十八種の資料と異なる訓法を求めると、語句引用の「者」と、文末助字「也」の訓法とがある。上の語句を引用する「者」字の訓法には、

(A)「トイフハ」「トイハ」と訓ずる。(その例)

釋名<sup>トイフハ</sup>〔者〕初總<sup>トイハ</sup> 後<sup>トイハ</sup>別<sup>トイハ</sup> (法華經之贊卷三)

平安中期點(72)

所謂・天王トクハ「看」トクハ遮天子トクハ「也」 (孝文本紀延久五年點)

4頁)

國之不幸トクハ「看」トクハ是無善人トクハ「之」謂トクハ「也」

(群書治要卷五建長五年點)

(b)「テヘレバ」「テヘリ」と訓ずる。(その例)

早整トクハ戎具トクハ密トクハ可トクハ相持トクハ者トクハ (將門記康徳三年點)  
宜以トクハ之由トクハ仰造トクハ者トクハ (高山寺消息文範鎌倉初期點)

とがある。助字「看」には引用以外に用法が多くその用法に應じて種々の訓法「看」「若一者」「若者」「者」等が多いが、これは當面の問題とする区劃に有効ではなかつたので暫く除く。所が先の引用の訓法においては、(39)(40)は(b)「テヘレバ」「テヘリ」の訓を用い、他は(ハ)を用いるという區別が認められる。

又、文末助字「也」にも傾向として、(39)(40)では「ナリ」の訓を固定させて、この訓を持つ字として「也」が用いられているのに對して、他の三十八種は殆ど「也」は不讀であつて、偶々「ナリ」の訓があつても、その又意から讀添として用いられたに過ぎないという用法が認められる。

○「也」の固定訓として用いた例

貪トクハ財トクハ漁トクハ國內トクハ者トクハ也 (將門記康徳點)

只資トクハ羽翔トクハ之用トクハ也 (同右)

○「也」が不讀の例

西方トクハ求トクハ者トクハ多トクハ有トクハ神驗トクハ、除トクハ不至心トクハ也 (最勝王經平安初期點卷六 112)

高白トクハ呼トクハ咸トクハ若トクハ時トクハ惟トクハ帝トクハ其トクハ難トクハ也 (群書治要卷二建長五年點)

右の訓法を四十種について見ると次の如くなる。

也	看	者	若一者	若者	者
		便	1		
		律	2		
		最	3		
		亦	4		
		輪	5		
		表	6		
		書	7		
		揚	8		
		史	9		
		集	10		
		春	11		
		治	12		
		玄	13		
		疏	14		
		勅	15		
		雜	16		
		地	17		
		羯	18		
		呪	19		
		華	20		
		摩	21		
		心	22		



此の措辞を原漢文に用いる資料と用いない資料とがある。

訓法資料	例
如是	1 (便)
等	2 (律)
等	3 (最)
等	4 (殊)
等	5 (輪)
等	6 (表)
謂	7 (書)
謂	8 (場)
謂	9 (史)
謂	10 (集)
謂	11 (春)
謂	12 (治)
謂	13 (玄)
謂	14 (疏)
謂	15 (勒)
謂	16 (維)
謂	17 (地)
謂	18 (揚)
謂	19 (呪)
謂	20 (華)
謂	21 (摩)
謂	22 (心)

番	例
23	(蘇)
24	(金)
25	(求)
26	(護)
27	(尺)
28	(千)
29	(住)
30	(教)
31	(俊)
32	(戒)
33	(伝)
34	(慈)
35	(西)
36	(域)
37	(祖)
38	(鏡)
39	(將)
40	(消)

用例を見ない所があるが、「謂(以爲)」を「オモヘラフ」と副詞様に訓するのは(7)から(12)までと、(32)から(38)までの間の資料で、これは「ト謂」と動詞として返って讀んでいる。又「如是等」では、(7)から(12)までと、(32)から(38)までには此の措辞を殆ど見ない。「如是等」を用いる資料の中、(7)から(12)までの訓法が必ずしも確定しない。

多くが返點を附さないからで、春日政右博士・中田祝夫博士は夫々次の如く訓せられた。

爲(ト)如是等類。(是等の如キ類の爲に)能作(ト)大歸依

(最勝王經平安初期點卷ニ於)

如是等(ト)人(ト)於(ト)十(ト)惡(ト)輪(ト)或(ト)隨(ト)成(ト)一(ト)隨(ト)是(ト)等(ト)如

き人(ト) (地藏十輪經元慶七年點第三ニ於)

さすれば、(1)から(5)までと(4)以下の「カクノゴトキラ」の訓法との間に相違があるのかも知れない。或いは(1)の(5)にも「カクノゴトキラ」の訓も共存していた事も考えられるが、少なくとも(4)以下は「カクノゴトキラ」の一訓である。

發者「則」「及」「不」「者」の訓法には、それぞれ二様がある。「則」は、不讀の場合（多く「トキニハ」を上

の語に讀添える）と「則」と讀む場合である。

○「則」(不讀)法正シキキト「則」民敵  
(孝文本紀延久五年點)

○「則」例如ト此之人則ト得ニ成就ト  
(蘇悉地羯羅經延喜九年點)

「及」の一訓は、「ト……ト」と讀み「及」字を不讀とする場合と、他の訓は「及」と訓讀する場合とである。

○「ト」[及]「ト」如意神珠と[及]天と頂の上の載レ宝冠ト  
(弥勒上生經寶錄念初期點)

○「及」濟北の吏良の兵未レ至ニ先自レ定ト及レ以軍  
一地ト邑一降レ者ト皆赦ト「之」復官ト爵ト  
(孝文本紀延久五年點)

又「不」の訓法の中、連体形と已然形を、「又・ネ」と訓讀する一訓に對して、他の訓法は「ザル・サレ」がある。

○「不」三水に不レ溺ト（法華義疏長保四年點）  
 ○「不」所想之字巡環ト往來ト相續ト不レ絶ト  
(求聞持法應和頂點)

「者」には事物を表わす時は無論、人物を指す際にも「モノ」と訓ずる場合と、此に對して、人物を指す際には「ヒト」と訓ずる場合とがある。

「者」況ト及レ藥ト當果ト一ト職ト宿殃ト一ト清ト瘡ト一ト懷ト庶ト  
福一者乎

「者」非ニ行ト道ト者ト  
(不空絹索神呪心經寬德二年點)

（地藏十輪經第三之二元慶七年點62）

者不及則	訓法	資料	番号
ひと	及	便	1
又	及	律	2
又	及	最	3
又	及	赤	4
又	及	輪	5
又	及	表	6
又	及	書	7
又	及	場	8
又	及	史	9
又	及	集	10
又	及	春	11
又	及	浴	12
又	及	玄	13
又	及	疏	14
又	及	勒	15
又	及	維	16
又	及	地	17
又	及	規	18
又	及	呪	19
又	及	華	20
又	及	摩	21
又	及	心	22

者不及則	(積)	番号
もの	餘	23
及	金	24
及	求	25
及	護	26
及	廿	27
及	千	28
及	往	29
及	敵	30
及	倭	31
及	戒	32
及	伝	33
及	巷	34
及	西	35
及	域	36
及	祖	37
及	鏡	38
及	將	39
及	消	40

五、分類結果

此等の訓法は、如上の諸字の訓法による資料の何れの區分とも全くは一致しない。しかし部分的には一致するものがあり、又、「則」「及」「不」「者」各々、幾つかの資料毎に小區劃が窺われる。

右の分類手續で知られる事は、各助字には異なる二様の訓法がある爲に夫々の助字の訓法によつて四十種の資



料が、夫々二分されることである。

所で選ばれた助字の数は二十項であるから、區分は二十通になる譯であるが、實際には、幾つかの項目が同じ區分の結果を示している。例えば、「當」「將」「勿」「耳」「非」「已」「況」の呼應では、(1)から(6)までが同訓で(7)以下の資料における訓法と相違する。又「敎」「令」「之」「而」「己」では(7)から(12)までが同訓で、他の資料における訓法と相違する。又「者」「也」「況」「令」「而」(文頭)では(39)(40)が同訓で他の資料における訓法と相違する。そこで(1)～(6)の資料群を訓法上、一つの類、(7)～(12)の資料群を別の一つの類、(39)(40)の資料を更に別の一つの類……という様にして、グループを作つて、大きく五つの類が出来る。

此の類を認める事によって、各項目において用例が存せぬ爲に所屬が不明となつてゐる資料も、どの類に屬するか着着いて来る。例えば、(3)最勝王隆平安初期點・(5)十輪經元慶點の「耳」の例はないが、(3)(5)は、「當」「將」

が單讀であり、「勿」<sup>ナ</sup>「非」<sup>ズ</sup>の訓がある事に引合せて、

(1)法華經方便品等の類と同じと考へられて来る。又、(4)弥勒經平安初期點には「勿」の例を欠くが、「當」「將」の單讀・「耳」<sup>ナ</sup>「已」<sup>ヌ</sup>「非」に引合せて、(1)と同類とする。(1)方便品平安初期點・(2)四分律平安初期點の「非」も同斷である。又、(6)玄奘表啓平安初期點には「勿」「耳」「已」の例を欠き、「況」の呼應の該當例を欠くが、「當」「將」の單讀、「非」に引合せて(1)～(5)と同類とするのである。(7)以下の用例を缺く資料についても同じ様に扱うのである。かくして分類した四十種の資料の區分は次の如くなる。(資料の番號順に従つて第一類・第二類……とする)

- 第一類 (1)～(6)の資料 「當」等の訓法による
- 第二類 (7)～(12)の資料 「敎」等の訓法による
- 第三類 (39)～(40)の資料 「如是等」等の訓法による
- 第四類 (2)～(38)の資料 「謂」<sup>イハク</sup>の訓法による
- 第五類 (39)(40)の資料 「者」<sup>ナリ</sup>等の訓法による

それそれの類を定める爲の訓法としては一兩項ならずあるが、その中でその類の代表となる訓法をきめて置くこと好都合である。此には、次の条件が必要である。

- (1) なるべく、より多くの資料に用いられている助字を、その類に属する助字の中から選ぶこと。
- (2) 例外が全く無い訓法、又は例外のより少ない訓法の助字を選ぶこと。

右の結果、それぞれ次の訓法の助字を各類の代表とする、

- 第一類……「當」「將」(再讀字)の單讀
- 第二類……「故」ス
- 第三類……「如是等」
- 第四類……「謂」と(再讀訓)「當」等と「故」を併用
- 第五類……「者」

此等の代表の助字訓は、第四類以外は、他の類には原則として見ない訓法であるから、その意味でも代表となる。我々は此等の代表の助字訓を自母として見付ける事によつて、直ちにその用いられた資料の所屬する類を察知す

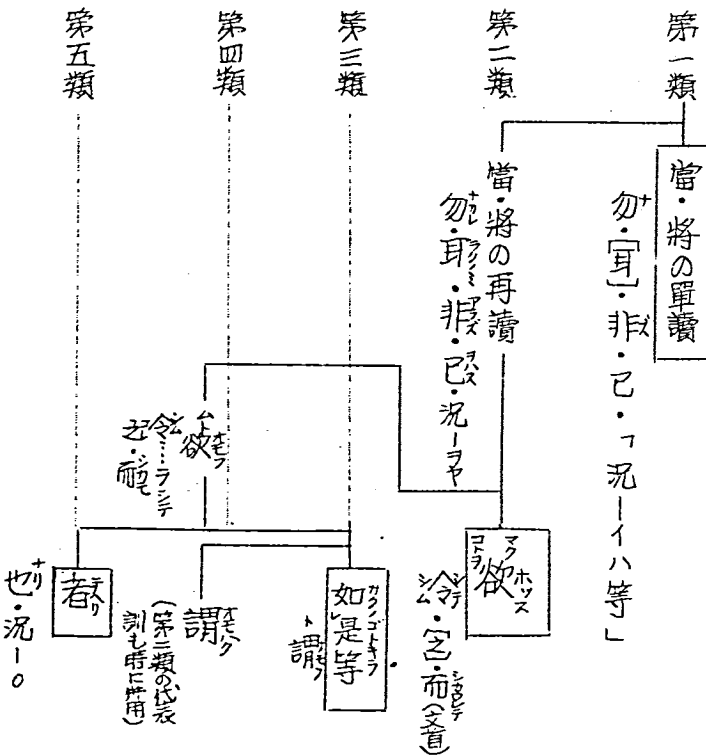
る事が出来ることとなる。それに更に、各類に属する他の助字の訓法を勘合する事によつて一層その所屬を確認出来る事になる。但し、第四類のみは特有語がないので、再讀訓と「故」と等を併用する必要がある。今、各類の所屬訓法と所屬資料とを一覽すると次の如くなる。(□は代表訓法)

- 第一類……當將の單讀 □勿・見・非・已 [資料]
- 第二類……故 □令・之・而(又首) \*第一類に對立する訓法も (7) (12)
- 第三類……如是等 □謂 \*第一類第三類に對立する訓法も (31)
- 第四類……謂 □(再讀訓) 欲を併用 \*第四類に對立する訓法も (32) (38)
- 第五類……者 □也・況・而(又首) □對立する訓法も (39) (40)

右表第二類以下の各類の下部に\*印で注記された訓法は、各類の標示訓法の外に、その様な性質の訓をも併用する。一層その類の性格がはつきりするものである。例え

ば、第二類における「\*第一類に對立する訓法」とは、第一類の「當・將の單讀」「勿」「耳」「非」等の各助字における對立訓「當・將」の再讀「勿」「耳」「非」等も、「<sup>ホツズ</sup>勿」「<sup>ミナ</sup>冷」等に併用されて、第二類の性格を一層明瞭にするの意である。又、第三類・第五類の\*第一類・第二類に對立する訓法」とは、右の第二類に併用された「當・將」の再讀「<sup>ホツズ</sup>勿」「<sup>ミナ</sup>冷」等と、更に第二類の對立訓「<sup>ト</sup>勿」「<sup>ミナ</sup>冷……<sup>ラシテ</sup>之」「<sup>ト</sup>而(文道)」とが併用されて、各類の性格が一層明確になるのである。又、第四類は、「如是等」「と謂」の訓の外は、多く第三類の訓法に通ずる。しかし別に、「<sup>ト</sup>謂」の外にも時に第二類の代表訓「<sup>ホツズ</sup>故」「<sup>ミナ</sup>令」「<sup>ミナ</sup>之」等を少数共存させる事がある。従つて一見第二類に似た所があるが、しかし第三類の訓法を多く持つ點、及び、第二類の訓法の全般にわたつては(後述の如く代表訓以外にも第一類特有の訓法がある)共通しない點で、第二類とは異類である。抑々、二十項の助字は、各助字についてそれぞれ二様

の異なる訓法があるから、各資料に存する當該助字の訓法は二者擇一となる。その結果として、或る類の徴表となる諸訓法を資料群Aが持つとすれば、その諸訓法とは對立する訓法が、直ちに非Aなる他類の訓法ということになるのである。その手續を圖示すると、次の如くなる。



さて、以上の如くして區分された四十の訓點資料を、その資料の内容、性格の上から見ると、

第一類 (1) (6) — 平安初期訓點資料

第二類 (7) (12) — 漢籍訓點資料

第三類 (13) (31) — 平安中期以降佛典訓點資料

第四類 (32) (38) — 傳記類訓點資料

第五類 (39) (40) — 和化漢文

となり、訓讀法に基く右の分類が、訓點資料の性格の相違に裏付けられている事が判明するのである。

### 六、第三類の下位區分と残された問題

右の五分類に直接には加わらなかつた助字に「則」「及」「不」「者」の訓分けがある。それらは、53頁の表で知られる如く、小區劃を幾つも作っているもので、先の助字の如き類を分つ大區分には有効ではなかつた。しかし此の小區劃の幾つかが五分類の結果と共通するものがある。反面に、五分類の中を更に小さく區分するものもある。

それは第三類において著しい。抑此の四助字における各々二様の訓法で四助字間に共通する點があるかを見るに、「則」「不讀」「及」「不」若しは何れも古い訓法である。此に對して「則」「及」「不」「者」は後出の新訓法である。そこで古い訓法の方を(A)、新訓法を(B)として、各助字の訓法の別を第一類から第五類までについて、A Bの符号で圖示すると次の如くなる。(A Bは兩訓が共存する意を示す。)

	第一類	則	及	不	者	
	第二類	A	B	B	B (又はAB)	
	第三類	A	A	A (又はAB)	A	(13)
	第四類	A	A B	B B	B B (又はAB)	(17)
	第五類	B	B	B	B	(20)
		(39)	(36)	(33)	(23)	(21)
		(40)	(35)	(31)	(22)	(20)
						(16)

四助字におけるA Bの組合せを五つの類について見るに、第一類・第二類・第五類は組合せが一種しかない。即ち、四助字の訓法の區分が五つの大分類と一致している。所が、第三類と第四類とは、訓法の組合せが二種以上ある。特に第三類は五種がある。この五種をその資料の性格によつて檢するに、

第三類

第一種 (13) 1 (16) A A A A

第二種 (17) A A A B

第三種 (19) (20) A B B B

第四種 (21) A A B B

第五種 (23) 1 (31) B B B B

又第四類も

第一種 (32) 1 (35) A A B B

第二種 (36) 1 (38) B B B B

となる。この區分には資料の数も十分でなく、訓法の點でもただ一項の相違だけによつて種を分つことになるの

で、檢討の余地があるが、傾向の様なものを認める事は出来るかと思ふ。

右以外の助字についての残されを項目や讀添語による區分について見るに、右述の分類に一致する訓法を認める。

(イ)「云」の呼應語に「トイフ」を讀添えるもの

第一類・第二類・第三類第一、二種・第四類第一種

(但し、(39)(40)は全く呼應語がなく、「泥ー〇」に通ずる)

(ロ)助詞「イ」を讀添えるもの

第一類・第二類の一部・第三類の多數・第四類第一種の一部

(ハ)助動詞「ラム」「ケリ」を讀添えるもの

第一類・第二類・第三類第一種・第四類第一種

(ニ)文選讀のある資料

第一類・第二類の一部・第三類第一種の一部・第四類第一種の一部

である事が分る。此の如く区分してみると、第一類・第二類（又はその一部）・第三類第一種・第四類第一種には右の讀添語を用いる事で共通した面のある事が分る。右の讀添語は古訓法に見られる點でそれぞれ一致するから、右類の共通點はその様な背景に基くものと判明するのである。

その他、當初分類基準として候補に上つた訓法を、右の分類結果から見直す時、どれか一類にだけ主として偏在する事が認められるものがある。

○第一類に主として見られる訓法

助詞「シ」・助動詞「マシ」（特に未然形「マセ」）  
感動の助詞「ヤ」・敬語「マツル」・敬語「ハベリ」・雖・亦・爲（受身の前置詞）・副詞の下の「以（不讀）」  
所

○第二類に主として見られる訓法

諸謂 左 蓋 豈  
讀添語「又カ」「ナ……ン」「シモ」「已然形につくヤ

吁イッ微ナカク悉ユキトクニ（但し、「コトゴトク」は第四類にも共通）

○第五類に主として見られる訓法

歎ナク許等ヤウの助字に一定訓を固定させて用いる傾向。  
敬語の「被シレ」「侍ヘリ」「給ツ」「奉ム」「御・恩（接頭語）

の使用。

接續語「然シカ（而）」「問ト」の使用

「不能……」の訓法

第三類については、その中で訓法上、小群を作る傾向がありそれと関係するので、次に此の類を四十種以外の資料について考察する。小群を作る傾向を示す訓法といふのは、右述の「則」「及」「不」「者」とその外に「だ」「已」「及び」「イ」である。此等の訓法に基いて第三類に属する資料を見ると次の如くなる。（各資料が第三類である事を示す訓法は省略する。次節の第三類参照。）  
（一）「則（不讀）」、「ト」「及（不讀）」、「不又」「者ト」（又は者）、

及び、時に「於」<sup>トクニ</sup>、又多くは「イ」を讀添える。

○興福寺藏因明入正理論義纂要正治二年點（喜多院點）

「則」云何同異品「則」取瓶空躰耶。

「及」即簡現比等五の違「及」似因喻並非樂爲者

「不」但諾の不許

不許將宗の有法一還て成ニ有法

「於」義於彼相有て過く成なる過

「イ」非躰故相離下ナリ

○興福寺藏因明大疏建武二年點（喜多院點）

「及」謂之爲水なり「及」瓶水等

「不」三不闕

「者」答此は造る論者炊顯ニ文約義繁一故也

「イ」若有合て説は懷菴非日月に

「於」於別の

○興福寺藏因明義斷正治二年點（喜多院點）

「及」云何具有所立能立「及」異品の法

「不」何故開き遮するの不等

「者」餘の不正なる者ト云

「イ」若他己下許攀即相府極成

○山田嘉造氏藏無量義經平安後期點（三論宗點）

「則」若有衆生の得も聞ニ是の經「則」爲大刹

「及」諸の比丘比丘尼「及」優婆塞と優婆夷と俱に

「不」是の諸の菩薩莫不皆是法身の大士

「イ」無有象麁群道の得るは入

○知恩院藏唯識二十論述記平安中期點（三論宗點）

「及」第三の句の「及」第四の句の并是顯此此難教各不

同ハラス

「不」有は隔不及遂即成多に

「者」水虫應無無小者

「イ」女意杖適ニ處ニ令ニ母として白王

此の種の中のはラコト點が喜多院點か三論宗點を用いた資料で、法相宗か三論宗關係のものと思われる。次の資料は右の訓法を充足しないが、同種のものと思われる。

○知恩院藏成唯識論述記卷第四 延長六年點

喜多院點（興福寺僧）「不」者「イ」

○大東急記念文庫藏成唯識論演秘平安中期點

喜多院點 「不」「イ」「於」「勿」

○東大寺圖書館藏因明義草仁平四年抄

喜多院點 「イ」「於」

又此の種の中、三輪宗點使用資料には「スキ」が見られる。

○山田嘉造氏藏無量義經平安後期點（三輪宗點）

末レ頭ニ真實を

○五島美術館藏彌勒經疏平安中期點（三輪宗點）

受、不相近。今復何「縁」

(二)「則（不讀）」及「（又は不讀）」不「者」（又は者と併用）

「イ」は多くは用いず、時に用いた資料があっても少量である。「於」を用いる資料がある。

(イ)圓堂點を用いた資料

○金剛三昧院藏俱舍頌疏久安五年朱點、墨點

「則」論「或」「則」說繁義富「則」辭讀

「及」爲有「難」深・及「得」聖果・耶

「不」皆不「等」故

「者」利根の者「則」无「練」根

○高野山三寶院藏金剛頂瑜伽三十七尊出生義院政期點

「則」「不」者「或」不「必」此「則」受行の者「無」利

○醍醐寺藏一期大要秘集院政期點

「則」此「則」求「五」智「菩提」

「不」如「月」不「遲」

○高山寺本對弁抄大治四年點

「則」出現「則」爲一切導師と

「及」三部「及」五部とアリ

「者」无「敵」對「者」

次の資料は右の訓法を充足しないが、同種のものが見られる。

○仁和寺藏大日經覽浴七年點

「及」布利迦「間」穴「及」未塗「失」囉と

「於」次「於」中「定」意と



此の種の中には、「於」の訓法が見られる。

○青蓮院藏瑜伽護摩儀軌承保三年點

於一中 作八方

○醍醐寺藏毗沙門天王寶藏記承安三年點

於中

○五島美術館藏蘇磨呼童子經卷下 元永元年點

於中 隨讀部の 經に已て 然後に

以上は何れも圓筆點使用であつて、真言宗關係の資料である。

ある。

(四)喜多院點を用いた資料

○醍醐寺藏不空霜索神呪心經保延點

「及」應先敬禮 過去未來現在諸佛及諸菩薩獨

覺聲聞

「不」若有不 不能如上所說

「者」諸有智者 皆應受持

○東大寺圖書館藏般若理趣釋元永元年點

「則」若不妄執法 則成法執の病を

「及」般若及方便智度の所加持

「イ」又説有情界、是菩薩の淨妙佛なり。(一例)

○真福寺藏入曼荼羅尼抄文治二年點

「則」如此清淨其心 則甚入秘密曼陀羅也

「及」此能破一切煩惱及隨煩惱

「不」如上所説不得輒説此法

「者」云當引所護復の者

○五島美術館藏梵網經平安後期點

「則」聰慧我誦佛戒之甘露の門 則開

「及」贖佛菩薩の形像と 及比丘比丘尼。發心の菩薩

一切の 經律

「不」尚不畜奴婢 打拍罵辱

「者」若國主 爲他人の殺者

「イ」若佛子以て好心出家 而爲行闍利養(一例)

右の喜多院點を用いた資料は、真言宗關係の資料と見ら

れるものである。

(五)三輪院點を用いた資料

○高山寺本法華經遊意承保四年頃點

【則】起て而成トイハ 【則】是爲イフ常ト

【及】不サマシク妨シ 如來結果及大涅槃ト

【不】々ト苦ト若不レ留ト

○仁和寺藏蘇摩呼童子經康曆二年點

【及】枝葉及花葉トイハ

【看】求ム成就ト者ト又ト須ル勝ト件ト

此等も眞言宗に關係のものである。

(三) 「則」 「及」 「不」 「者」 又「已」を「ヲハル(ヲハヌ)」

と併用して「又」に訓む事もある。

○持明院藏不動使者陀羅尼秘密法康平八年點(西墓點)

【則】若シ曰ハク伎ヲ須ル願シ則チ多ク人ト同シ念シ令ラ速ク得ル

夫滿ト前ノ數ト

【及】徹シ見ル三千大千世界ト及シ三界中ノ事ヲ

【不】第一の須ル訖シ不レ得ル解ス造ス

【看】見ル死人の具足ト相見ト者ト

【已】滿ニ一落又乃至三落又ト已ニ即チ一日一夜

○持明院藏建立曼荼羅護摩軌長曆四年點(西墓點)

【則】今レ此ト則チ不レ然ラ

【及】一切如來及シ佛ト子ト

【未】煩シ惱シ根ヲ除ク常ニ続テ

【已】覺シ已ニ

○慶島大学國語研究室藏八字文殊儀軌永曆元年點(西墓點)

點)

【則】若シ事ヲ慢シ要ス圖シ畫シ【看】則チ勿ク用ニ皮ノ膠ヲ(「用」は補

加)

【及】深行ト比丘ト及シ比丘尼ト善男子ト善女人ト發シ悲願ノ心ヲ

【不】外道ノ不レ信ニ佛法者ト令テ惡シ心ヲ權ニ滅セ

【看】一切衆生ノ見ル者ト悉ク當ニ降シ伏シ惡人退散ト

次の資料は、右の訓法を充足しないが同種と見られる。

○叡山文庫藏蘇悉世經疏建久三年點(西墓點)

(但、墨訓は天永元年點)

【及】如是ト七ト勝ト及シ五ト堅香ト一トクト香ト等ト

【看】若シ同シ惡シ者ト

〔己〕修テ證得<sub>ス</sub>(墨)

○園城寺藏弥勒経疏寛平二年點(西墓點系)

〔及〕依正報<sub>ト</sub>及<sub>ヒ</sub>依<sub>ル</sub>生<sub>ト</sub>情<sub>ト</sub>因<sub>ト</sub>

廣顯<sub>シ</sub>因<sub>ト</sub>并佛神徳<sub>ト</sub>及<sub>ヒ</sub>以衆生見<sub>ル</sub>佛<sub>ト</sub>

〔不〕七賢自然<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>故<sub>ト</sub>

以上、西墓點を用いる資料は、天台宗三井寺關係のものである。

(四)「及」「不」「者」の訓に對して、「則」の訓法が不明瞭の

資料

(イ)仁都波迦點を用いた資料

○吉水藏瞿曇壇多羅経院政期點

〔及〕三部<sub>ノ</sub>尊<sub>及</sub>餘<sub>ノ</sub>諸尊<sub>ハ</sub>應<sub>レ</sub>誦<sub>ス</sub>經

〔不〕得<sub>ニ</sub>雙<sub>ヘ</sub>取<sub>ミ</sub>更<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>已<sub>上</sub>

〔看〕應<sub>ス</sub>有情<sub>ノ</sub>身<sub>分</sub>之<sub>者</sub>

〔已〕然<sub>レ</sub>火<sub>ヲ</sub>着<sub>キ</sub>然<sub>レ</sub>已<sub>ハ</sub>灑<sub>ニ</sub>淨<sub>ト</sub>其<sub>ノ</sub>火<sub>ト</sub>

〔則〕前<sub>ニ</sub>經<sub>テ</sub>所<sub>レ</sub>作<sub>ル</sub>曼荼羅<sub>者</sub>則<sub>ニ</sub>依<sub>テ</sub>伎<sub>ノ</sub>法<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>

〔已〕の訓法のある資料

○吉水藏牟梨曼陀羅經永保三年點(者<sub>ハ</sub>己<sub>ハ</sub>)

○吉水藏降三世儀軌永保二年點(己<sub>ハ</sub>)

○大東急記念文庫藏奇特最勝金輪頂念誦儀軌法要延久四年點(己<sub>ハ</sub>)

(ロ)空幢院點を用いた資料

○佛采院藏三密淺深隨聞記康和四年頃點

〔及〕少分<sub>ニ</sub>觀<sub>ス</sub>義<sub>及</sub>功徳<sub>等</sub>

〔看〕則<sub>ニ</sub>而<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>求<sub>ル</sub>願<sub>者</sub>不可<sub>レ</sub>秘<sub>テ</sub>法<sub>ト</sub>

(イ)墨訓の資料

○大東急記念文庫藏往生要集元久元年點

〔及〕終<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>墮<sub>ニ</sub>惡趣<sub>ト</sub>及<sub>ヒ</sub>与阿修羅<sub>ト</sub>

〔不〕其<sub>ノ</sub>所<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>ラ</sub>

〔看〕元<sub>ニ</sub>能<sub>ク</sub>容受<sub>ス</sub>者<sub>ト</sub>

○十八道儀軌大治元年點(天台僧加點)

〔及〕由<sub>テ</sub>結<sub>ニ</sub>此<sub>ノ</sub>印<sub>ヲ</sub>及<sub>ヒ</sub>誦<sub>ス</sub>真<sub>言</sub>

〔看〕作<sub>ニ</sub>障<sub>ヲ</sub>退<sub>散</sub>

右の諸資料はいずれも「則」が無訓か此の字を缺くのでその訓法は不明である。従つて(二)の眞言宗関係資料と同種なのか、(三)の天台宗三井寺関係資料と同種なのか不明である。ただ(一)に都波迦點資料には「己」が屢々見え、(三)に通するので或いは(三)と同種とすべきかも知れない。(三)と同じく天台宗関係でもある。

第三類の資料の中には、右並の如く同一助字群の訓法を異にする群が明らかに存する事は事實である。又、それらがヲコト點の系統を異にする佛教宗派の相違と關係している事をも認める。しかも、訓讀法から見るとヲコト點法と宗派との關係は必ずしも一致しない。即ち、同じ喜多院點や三論宗點でも(一)種にも(二)種にも見える反面、訓法上からは(二)種とした中にも、ヲコト點は圓堂點・喜多院點・三論宗點が属するからである。しかし之は(一)古宗派、(二)眞言宗關係、(三)天台宗關係と見る時、訓法による種別と一致して來る様である。

但し右の第三類の小區分は、現整理段階においては、

凡その傾向を示すと見るべきである。それには次の問題を抱えているからである。

(1) 右の基準とした「則」「及」「不」「者」は比較的類出度の高い助字であるにも拘らず、「則」の如く、佛典中にその使用例の稀か或いは無い助字もあり、たゞい當該助字があつても、資料の加點態度によつては、付訓の無いものがある爲に、不讀なのか、「スナハク」、「オヨビ」等と訓讀しても假名を付さなかつたのかの區別が不明なものが存する。

(2) 例外の處理の問題。同一資料中に、第一種の訓法と第二・三種の訓法とが混在するものがある。「不」<sup>ハト</sup>「者」<sup>ガ</sup>「及」<sup>ナシ</sup>等が之である。その原因には、訓讀傳統の古い資料を新出の興宗派の僧が訓讀した場合(例えば、吉水藏成唯識論窮治點、石山寺舊藏金光明最勝王經平安後期點)。或いは訓讀者個人が、訓法の異なる宗派に改宗した場合(例えば、眞福寺藏妙法蓮華經優婆塞舍元冬三年點、移點者経源は初め興福寺で法相を学び後、眞

(注7) 言律宗に移った。此の資料には「イ」「者」「及」と

等がある。或いは又、訓法を異にする異宗派との接觸交渉の問題等が考えられる。しかし右の例外の存する事は、小區介を全面的に否定するものではなく、却つてその區分に基づいて混在の事実と原因とを訓讀語法の上からも解明する可能性を持つと思ふ。

(3) 種の三論宗點資料に見られる「不<sub>レ</sub>」(二種の圓堂點資料に見られる「於<sub>レ</sub>」(三種西臺點資料に見られる「已<sub>レ</sub>」は、それぞれ他種では如何に用いられているか或いは用いられていないかの検討。

右の如き小區介についての問題を解明する為には更に多くの資料の整理が必要となるのである。

## 七、等訓圈について

前項までには、訓點資料間における訓法の相違という面に重點をおいて考察して來たが、同じき訓法という面から見ると、幾つかの資料において、幾つかの訓法が等

しいという事實がある。幾つかの所定の助字や讀添語等の訓法を全く等しくする訓點資料の群について、その概な現象を生む訓讀の言語環境を、「等訓圈<sub>(注8)</sub>」と名付ける。前項までの結果によれば、鎌倉時代以前の訓點資料は五類の大きな等訓圈を認める。しかし、第三類、第四類にはその下に、幾つかの小さな等訓圈を認める可能性がある。

等訓圈の概念を導入する事は、或る一資料が、所定の訓法の全てを充足せずとも(資料によってはその漢文の性格上、或いは加點態度の上から、所定訓の全ての例を持たないものがある)、特徴をなす幾つかの訓法が等しく共通すれば、同一等訓圈に在ると認める事が出来るという、資料の分類整理上の利點がある。

前項までに認めた、第一類から第五類までの各類の諸資料と、それぞれ同じ等訓圈に在る、他の資料を示す下次の如くである。(その資料が同一等訓圈に在ると認めらるゝ據所とした訓法を各資料毎に示す、但しその訓法の

項目のみで一々の用例は割愛する。又、項目の①②③④の番號は、その訓法が、①では第一類の訓法に對して、②では第二類の訓法に對して、それぞれ對立するものである事を示す。◎の項目はその等訓圖の代表的な訓法である。

第一類 (第一等訓圖)

○岩淵本願經四介律平安初期點(注9) (特殊點)

◎當・將 (單讀)

己又・己又イ

○大般涅槃經集解卷上 (第一群點)

◎當 (單讀)

況マ……イ

② 之ハ故ハ ③ 令ム弟子ニ……

○成實論天長五年點 (西塞點系)

◎當・將 (單讀)

勿ジ己又イ 况一ヲハ

○金光明最勝王經註狀平安初期點 (西塞點系)

◎當 (單讀)

己ハイ ② 謂ハル

○大東阿毗達磨雜集論平安初期點 (喜多院點系)

◎當 (單讀)

況一ヲハイ ② 令ム……

○解深密經卷五 平安初期點

◎當 (單讀) イ

○大東急記念文庫藏百論狀論承和八年點 (第一群點)

◎當 (單讀)

勿ナ訖マイ ② 之ハ故ハハ

○大東急記念文庫藏百論天安二年點 (三論宗點系)

◎當 (單讀) 將ハ……

況一ニハイ ② 之ハ故ハ ③ 而モ

○金剛般若經贊述仁和元年點 (西塞點系)

◎當・將 (單讀)

況一ヲハイ 己又イ

○天理圖書館藏注法華經平安初期點 (特殊)

◎當 (單讀)

① 沉 シヅム ニ ニ イ イ ② 故 コト フ フ ③ 令 コト ニ ニ 一 一

第一類の中を更に下位区分が出来るかもしれない、例  
えば讀添語の語種の相違が之で、助動詞「マシ」の未然  
形に「マセ」を用いる資料と「マシカ」を用いる資料と  
の別(前者が古い)も一方法である。

第二類 (第一等訓圈)

○黃帝内經太素に安二五點 (博士家點)

◎マク故 (再讀)

① 將 マク 上 上 (再讀) ② [之] ③ 則 マク

○論語(醍醐寺藏)卷八 文永五年點(紀傳點)

◎マク故 ① 渡 マク ② [之] ③ 則 マク

① 將 マク 下 下 ② [則] ③ 則 マク

○三略(知恩院藏)正和二年點(紀傳點)

◎コトラ故 ① 冷 コトラ ② [之] ③ 則 コトラ

① 將 コトラ 上 上 ② [則] ③ 則 コトラ

○老子(梅沢彦太郎氏藏)應安六年點(紀傳點)

◎マク故 ① 令 マク ② [之] ③ 則 マク

① 將 マク 下 下 ② [則] ③ 則 マク

第二類は漢籍である。漢籍の他の資料も右と同趣であ  
って、その状態及びその訓讀法に基く下位区分の方法等  
については、引續き別に説く予定であるので省略に従う。

第三類 (第三等訓圈)

先ず、前項で下位区分の可能性があるとしてその傾向

を示した諸資料が、第三類に分類せられる處所となつた

訓法を示す。

(一)種 古訓法資料

○因明大疏建武二年點

◎如 コト 是 コト 等 ① ト コト 謂 コト

① 當 コト ② 而已 コト ③ 下 コト 故 コト (但 コト 上 コト 故 コト)

② 令 コト …… コシテ ② 之 コト ③ 載 コト ④ 者 コト

○因明義斷正治二年點

① 泥一ヲヤ

② 令一をして

③ 之を

④ 盡(コトヲ)

○山田嘉造氏藏無量義經平安後期點

◎ 如レ是・等の

① 乙シテ

② 令一をして

○知恩院藏唯識二十論述記平安中期點

① 當(再讀)

② 之を

(二)種 真言宗關係資料

○金剛三昧院藏俱舍頌疏久安五年點

◎ ト謂ト ① 當レ・將ハ・宜ク・須ク (再讀)

① 耳ヲ ① 勿レ

② 故フ ② 令一をして ② 之を ② 咸ニ・畢ス

○醍醐寺藏一期大要秘密集院政期點

① 當ニ ① 畢ス ② 故フ ③ 之ヲ

○高山寺本對弁抄大治四年點

◎ 如レ是・等の ◎ 謂ハ

① 泥一ヲヤ ② 之を △ 咸ニ

④ 看ト

○仁和寺藏大日經覽治七年點

① 當ニ ① 勿レ ② と故ハば ② 之を

○醍醐寺藏不空罽索神呪心經保延點

① 當ニ・將ハ ① 勿レ

② 欲ム ② 令一ヲレテ ② 悉ク ② 之ヲ

○真福寺藏入曼荼羅尼抄文治二年點

① 當ニ ① 勿レ ② 故フ ② 之を

○五馬美術館藏梵網經平安後期點

① 竟ニ・已シ

② 故ム ② 之を ③ 悉ク・盡ク

○高山寺本法華經遊意承保四年頃點

① 已シ ① 宜ク (再讀) ② 之を

○仁和寺藏蘇摩呼童子經承暦二年點

① 當ニ ① 泥ヲヤ一ヲイテヲヤ

② 故ム ② 令一……をして



(三)種 天台宗關係資料

○持明院藏不動使者陀羅尼秘密法康平八年點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①況<sub>レ</sub>やーをや
- ②之<sub>を</sub>

○廣島大学國語研究室藏八字文殊儀軌永曆元年點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○叡山文庫藏蘇悉地經疏建久三年點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○吉水藏瞿曇多羅經院政期點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○佛乘院藏三密淺深隨聞記康和四年頃點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○大東徳記念文庫藏往生要集元久元年點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ②今<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>
- ③之<sub>レ</sub>ヲ
- ⑤者<sub>ト</sub>

次に、右以外の資料でも第三類の訓法を持つ資料の一部を挙げておく。

○知恩院藏金光明經文句平皮中期點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○醍醐寺藏大日經院政期點

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○五島美術館藏妙法蓮華經卷五平安後期點(西畧點)

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○梵網經卷下院政初期點(テニハル點)

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

- ①當<sub>レ</sub>し
- ②之<sub>を</sub>

○京都大学藏金剛頂瑜伽經永治二年點(西畧點)

○如レ是・等の眞言

- ① 當<sub>レ</sub> ① 勿<sub>レ</sub> (マナ)
- ② 令<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub>

○高山寺藏蘇摩呼童子請問經保延三年點(西墓點)

- ◎ 如是・等。
- ① 沉<sub>一</sub> 一<sub>ヲ</sub> ヲヤ
- △ 應<sub>レ</sub>

- ② 故<sub>ハ</sub> 一<sub>ニ</sub> 令<sub>レ</sub> 人<sub>ト</sub> フシテ 一<sub>ニ</sub>

○大東急記念文庫藏蘇志地羯羅經供養法康平七年點(第一群點)

一 群點)

- ◎ 如是・等。
- ① 當<sub>レ</sub>
- ② 令<sub>レ</sub> 一<sub>ヲ</sub> フシテ

○書院部藏一字頂輪王經卷一 承保二年點

- ◎ 如レ是 等<sub>ノ</sub>
- ① 沉<sub>一</sub> 一<sub>ヲ</sub> ヲヤ
- ① 勿<sub>レ</sub>

- ② 之<sub>ヲ</sub>
- ② 成<sub>ク</sub>

○東大寺圖書館藏百法顯幽抄古點

- ◎ エト 謂<sub>ハ</sub> 一<sub>ニ</sub> 當<sub>ニ</sub> 將<sub>ニ</sub> 未<sub>ハ</sub> 未<sub>ハ</sub>
- ① 當<sub>ニ</sub> 將<sub>ニ</sub> 未<sub>ハ</sub> 未<sub>ハ</sub>

- ② 之<sub>ヲ</sub> 令<sub>レ</sub> 一<sub>ヲ</sub> フシテ 一<sub>ニ</sub> 令<sub>レ</sub> 一<sub>ヲ</sub> フシテ
- ② 之<sub>ヲ</sub>

○立本寺藏法華經疏治元年點(喜多院點)

- ◎ 如是・等。
- ① 當<sub>レ</sub>
- ① 勿<sub>レ</sub> 一<sub>ヲ</sub> ヲヤ

- ① 一<sub>ヲ</sub> 耳<sub>ヲ</sub>
- ② 之<sub>ヲ</sub>
- ② 盡<sub>ク</sub>

○國立國語研究所藏金剛頂大教王經嘉應二年點(喜多院點)

- ◎ 如レ是・等の類
- ① 當<sub>ニ</sub> (再讀)
- ① 勿<sub>レ</sub>

- ② 令<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub> 汝<sub>レ</sub>
- ② 成<sub>リ</sub> 盡<sub>ク</sub>

○石山寺旧藏金光明最勝王經平安後期點(三論宗點)

- ◎ 之<sub>ヲ</sub> 謂<sub>ハ</sub> 一<sub>ニ</sub> 何<sub>レ</sub> 況<sub>レ</sub> 初<sub>ニ</sub>
- ① 何<sub>レ</sub> 況<sub>レ</sub> 初<sub>ニ</sub>
- ② 故<sub>レ</sub>
- ③ 成<sub>ク</sub>

第四類 (第四等訓題)

○天理圖書館藏大慈恩寺三藏法師傳序院政期點(圓堂點)

- ◎ 「謂<sub>ハ</sub>」 即<sub>レ</sub> 謂<sub>ハ</sub> 釋<sub>尊</sub> 一<sub>代</sub> 卅<sub>九</sub> 年<sub>・</sub> 應<sub>勅</sub> 還<sub>機</sub> 適<sub>カ</sub>
- 時<sub>ノ</sub> 之<sub>ノ</sub> 教<sub>也</sub>

時之教也

- ◎ 「而<sub>シテ</sub>」 而<sub>シテ</sub> 此<sub>ノ</sub> 傳<sub>流</sub> 一<sub>ニ</sub> 離<sub>レ</sub> 分<sub>散</sub> 他<sub>所</sub>

- ② 「之<sub>ヲ</sub>」 掘<sub>レ</sub> 以<sub>テ</sub> 啓<sub>ク</sub> 之<sub>ヲ</sub>

○東大寺圖書館藏弘誓法華傳卷第一保安元年頃點(博士家點流)

家點流)

- ◎ 「以<sub>テ</sub> 爲<sub>ス</sub>」 以<sub>テ</sub> 爲<sub>ス</sub> 禁<sub>レ</sub> 條<sub>者</sub> 見<sub>レ</sub> 微<sub>レ</sub> 掘<sub>レ</sub> 流<sub>ス</sub>

看<sub>ハ</sub> 識<sub>リ</sub> 淺<sub>ト</sub>

自以「爲」精誠の所ト

① 令「令」國中一若有レ不レ謹、遷之寒林

以檀香爲「之」。

② 「之」家人奉而「行」之。

① 「當」吾當「往」就。汝等好「往」。

○東大寺圖書館藏法華經傳記大治五年點（西塞點）

① 令「令」血肉焦、髮「冷」人「傷」。

② 敬「敬」咲合掌而立。敬「得」取「經」。

是故「見」先亡「乎」。

② 「之」煮「焚」之「行」之。

② 「將」將「曉」。

○東大寺圖書館藏新修往生傳保元三年點（博士家點流）

① 敬「敬」自「忌」難「繼」不「欲」強「家」。

② 「之」汝「語」之、任「公」言「之」。

符契「乃」師「事」之。

③ 「之」乃「縱」其「意」抽「而」取「之」。

② 威「威」一切「衆」生、咸「歸」極「樂」之「邦」。

① 「未」未「審」修行「於」何「法門」最爲「其要」

○東京大学教養学部藏二教論勘文久壽三年頃墨訓

② 「以爲」帝「以爲」然。

① 令「令」吾「不」畏「詳」永「合」人「候」子「孫」。

② 「之」吾「逃」之「故」童子「得」居「之」。

例は左傳成公上の引用の部のである。

第四類の訓法は「謂」「以爲」の訓法を始め、「トゴトク」

「敬」「之」「令」等で第二類（漢籍）に通ずる面があ

る。しかし第一類の特有訓法の全般とは共通せず、又他

面において多く第三類の訓法に合う（右列にも「之」「トゴトク」

が見える）面がある。又、ヲコト点法も、第一

類は全て博士家點であるのに對して、第四類は右掲の

如く語種がある。

此等の點で、第二類とも第三類とも異なる。第一類と

異なるのは無論である。（右列の「當」等参照）

第四類に屬する漢文の内容は傳記類が主であるが、外

に「二教諭勅文」の如きがある。別に、大日経疏の訓点資料中には、諸本共に「以為」の訓を少数例見るから、或いは此の種の注釈書類も関係するかも知れない。

第四類の中にも讀添語や特定助字(則、及、不、者)等の訓法の相違に基いて、下位の等訓圈が存する可能性がある。

第五類 (第五、等訓圈)

○楊守敏旧藏本將門記院政初期墨訓(数字は複製本の頁数)

○「者」但俱吟ニ名思之後ニ流ニ者ニ 24

皆率ニ妻一子一登ニ於公比郡 狹服山一者

○「也」超ニ其母一一日、内ニ行ニ百里ヲ也 20

○「沉」何沉一天、壇上有ニ百官、顧ニ狼ニ准

輕ニ罪、過不重。 2

○「而」而介良兼尚銜ニ念怒ノ之毒 16

○「令」長官、詔一使、令ニ住一處一處(處)は右

傍による、本文は「家」

●「歎」啻謂ニ之ニ歎 9

●「乍」只乍立一頁、而還ニ於本土 6

●「被(敬語)」是レ尤被ニ矯、餽也 50

●「申」問ニ察内ヲ申云、甚ヲ以可也 17

●「奉」奉ニ授朕位ヲ於蔭子平將門ニ 47

●「然間」然間依ニ前、大椽源護之ヲ書將ニ 1

●「不能……」襲ニ攻將門ヲ不能ニ背走ニ 49

○「未(再讀)」未レ停ニ致、害之、意ニ 16

○「已」内ニ議 己ニ訖 40

○「而已」合戦ス而已 15

○「欲」欲ニ遂ニ 5

○「悉」悉ニ被ニ虜領 44

○「之」(同左)

○「謂」謂ニ之ニ口惜 15

△彼介心中ニ以為 於字書云以為者 於牟比美良久 17

○「則」「及」「不」「者」の訓法 畫則其ニ箭 14

夜之遁所及東西之馬打 19

不可追捕之由 40

逃レ之ニ春、宛モ如シ遇レ猫、兎、失レ穴 22

○西南院藏和泉往來文治二年斷墨訓

◎〔也〕於<sub>レ</sub>俗骨<sub>ノ</sub>之間<sub>ニ</sub>疎<sub>ニ</sub>佛法<sub>ノ</sub>之事<sub>一</sub>也 119

◎〔泥<sub>一</sub>〇〕 剛風波<sub>ハ</sub>、斂<sub>リ</sub>寂<sub>シ</sub>海面無<sub>ニ</sub>塵<sub>一</sub> 70

◎〔而<sub>一</sub>ヲ〕 而<sub>ヲ</sub>項年<sub>ノ</sub>之間<sub>ニ</sub>拜除<sub>ト</sub>如<sub>シ</sub>忘<sub>レ</sub> 18

◎〔令<sub>一</sub>シム〕 小麦粉酒夫<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>持<sub>テ</sub>奉<sub>ル</sub>之<sub>ヲ</sub> 122

◎〔歎<sub>一</sub>カ〕 珍物也<sub>ト</sub>途無<sub>シ</sub>雙<sub>ニ</sub>下<sub>カ</sub>若<sub>ク</sub>村所<sub>ニ</sub>貽<sub>ル</sub>歎<sub>カ</sub> 59

◎〔乍<sub>一</sub>カテ〕 如此之間<sub>ヲ</sub>寫<sub>シ</sub>思<sub>ヒ</sub>遲<sub>ク</sub>答<sub>ハ</sub>波海遙<sub>ク</sub>而<sub>シ</sub> 102

◎〔被<sub>一</sub>敬語〕 言上可<sub>ト</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>シ</sub>當<sub>レ</sub>職<sub>一</sub>之<sub>ノ</sub>辭<sub>ト</sub>狀<sub>ハ</sub> 189

◎〔奉<sub>一</sub>ホウ〕 奉<sub>ニ</sub>儲<sub>ニ</sub>白檀<sub>ノ</sub>阿弥陀<sub>ノ</sub>三<sub>ノ</sub>尊<sub>一</sub> 150

◎〔給<sub>一</sub>ケル〕 分<sub>ニ</sub>給<sub>ル</sub>珎<sub>ニ</sub>未<sub>レ</sub>拜悅<sub>ト</sub>無<sub>レ</sub>滯<sub>リ</sub> 114

◎〔不能<sub>一</sub>〕 不<sub>ニ</sub>能<sub>ハ</sub>責<sub>ム</sub>目<sub>一</sub> 91

◎〔將<sub>一</sub>再讀〕 將<sub>ニ</sub>發<sub>ス</sub>芬<sub>ノ</sub>芳<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>德<sub>一</sub> 134

◎〔未<sub>一</sub>〕 未<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>早<sub>ク</sub>榮<sub>ニ</sub>雲<sub>ノ</sub>山<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>驛<sub>一</sub> 8

◎〔而已<sub>一</sub>〕 此青陽<sub>ノ</sub>白志<sub>ノ</sub>而已<sub>ニ</sub> 55

◎〔故<sub>一</sub>コト〕 故<sub>ニ</sub>入<sub>ト</sub>槐<sub>ノ</sub>林<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>門<sub>一</sub> 142

◎〔悉<sub>一</sub>シツク〕 悉<sub>ニ</sub>歎<sub>ニ</sub>室<sub>ノ</sub>裏<sub>ノ</sub>溝<sub>ノ</sub>炬<sub>ノ</sub>炬<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>矣<sub>一</sub> 193

◎〔之<sub>一</sub>シ〕 遠<sub>ク</sub>々<sub>ク</sub>國<sub>ノ</sub>言<sub>ノ</sub>近<sub>ク</sub>々<sub>ク</sub>承<sub>ル</sub>之<sub>ヲ</sub> 29

〔則<sub>一</sub>〕〔不<sub>一</sub>〕〔者<sub>一</sub>〕の訓法

是<sub>レ</sub>則<sub>チ</sub>爲<sub>ス</sub>表<sub>ニ</sub>近<sub>ク</sub>習<sub>ル</sub>舊<sub>ノ</sub>勞<sub>ノ</sub>也 245

雖<sub>モ</sub>有<sub>ル</sub>所<sub>ノ</sub>憚<sub>ル</sub>不<sub>ニ</sub>耐<sub>ル</sub>懇<sub>ニ</sub>懷<sub>ル</sub> 29

進<sub>シ</sub>止<sub>シ</sub>之<sub>ノ</sub>春<sub>ノ</sub>猷<sub>ノ</sub>豫<sub>ノ</sub>之<sub>ノ</sub>心<sub>ニ</sub>未<sub>レ</sub>治<sub>ル</sub>一定<sub>ニ</sub> 31

第五類の◎（代表として掲げたもの）◎印は他類には

殆ど例の少い訓法で、此の類は和化漢文である。

○等訓圈における異訓法の混在資料

右述の如く見て来た結果、多くの資料が五つの等訓圈の何れかに所属する見通を得たのであるが、仔細に見ると、資料の中には、或等訓圈の中に異質の訓法を混在させる、即ち例外が存する。

(1) 第三類中に、第一類（漢籍）の訓法が混在する資料がある。

④大東急記念文庫藏三教治道篇卷第一 保安四年點（喜多院點）

莊子の運天篇云孔子行年五十有一にして而（略）  
見<sup>マシテ</sup>老<sup>ハ</sup>聾<sup>ト</sup>曰<sup>ク</sup>使<sup>シテ</sup>道<sup>ヲ</sup>可<sup>シ</sup>獻<sup>ス</sup>人<sup>ト</sup>莫<sup>ク</sup>不<sup>レ</sup>  
獻<sup>ス</sup>其<sup>ノ</sup>君<sup>ニ</sup>矣<sup>（喜多院點）</sup>

此の資料の訓法は、

①當<sup>リ</sup>用<sup>フ</sup>理<sup>キ</sup> ①非<sup>ズ</sup>无<sup>ク</sup>爲<sup>ス</sup>無<sup>ク</sup>事<sup>ト</sup>以<sup>テ</sup>亡<sup>ス</sup>

②術<sup>ヲ</sup>土<sup>ヲ</sup>成<sup>ク</sup>共<sup>ニ</sup>歸<sup>ス</sup>之<sup>下</sup> ②故<sup>（喜多院點）</sup>

②令<sup>ニ</sup>下<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>天<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>を<sup>シテ</sup>「則<sup>レ</sup>」而<sup>テ</sup>象<sup>ニ</sup>之<sup>（喜多院點）</sup>

の如く、第三類としての特徴を持っている中に、前掲の「彼<sup>レ</sup>」の如き第二類の漢籍の訓法を持っている點が異質である。所が仔細に見るとこの箇所は、漢籍の莊子の引用部分である。佛典に漢籍が引用される時この箇所の訓法は、漢籍の訓法に忠實に訓讀される事が多いので、此處もその例と見られるものである。現に他の箇所では、最後の例の如く「令<sup>ニ</sup>を<sup>シテ</sup>」と第三類の訓法に従っているのである。

次の資料も同趣である。

⑤大東急記念文庫藏大日經義釈演密抄長承三年點（喜多院點）

多院點）  
論語<sup>ト</sup>云子<sup>ノ</sup>曰<sup>ク</sup>温<sup>ク</sup>故<sup>（喜多院點）</sup>而<sup>テ</sup>知<sup>ス</sup>新<sup>（喜多院點）</sup>可<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>  
師<sup>ト</sup>。注曰温<sup>ハ</sup>尋<sup>ニ</sup>也尋<sup>ハ</sup>釋<sup>イ</sup>テ故<sup>キ</sup>者<sup>一</sup>又<sup>レ</sup>知<sup>ス</sup>新<sup>（喜多院點）</sup>  
可<sup>ク</sup>以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>師<sup>ト</sup>（喜多院點）

「曰<sup>ク</sup>」の訓法は、第二類漢籍に特有の訓法であるが、それが論語の引用箇所そのまま用いられている爲に、第三類の訓法中に異質の訓法を存するのである。

⑥五島美術館藏破邪論保安四年點（喜多院點 覺印）

○通「儒」（朱補）以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>佛<sup>ノ</sup>生<sup>ノ</sup>時<sup>ト</sup>也

○帝王无<sup>ク</sup>「則<sup>レ</sup>」大<sup>ニ</sup>治<sup>テ</sup>年<sup>ヲ</sup>長<sup>ク</sup>有<sup>ク</sup>佛<sup>ト</sup>「則<sup>レ</sup>」虐<sup>ク</sup>政<sup>ト</sup>

右の中「以<sup>テ</sup>爲<sup>ス</sup>」は漢籍の訓法に見る所のもので第三類としては異質の訓法であるが、この資料にも、後漢書、尚書、魏志等の引用があり、その影響と見られるものである。

⑦高山寺藏大集大虚伝藏菩薩所問經卷三三四五、六七、六軸

嘉慶元正點（廣隆寺點、田波雅康供養經）

① 令<sup>シテ</sup> 當<sup>ニ</sup> 令<sup>シテ</sup> 我<sup>レ</sup> 當<sup>ニ</sup> 令<sup>シテ</sup> 聞<sup>ニ</sup> 妙法音<sup>ヲ</sup>（卷四）

② 令<sup>下ニ</sup> 無量無數阿僧祇<sup>ノ</sup> 有情<sup>ヲ</sup> 安<sup>住</sup> 阿

耨多羅三狼三菩提<sup>上</sup>（卷五）

此の資料の他の訓法を見ると

◎ 如<sup>レ</sup> 是<sup>ノ</sup> 等<sup>ヲ</sup> 類（卷二）

① 當<sup>ニ</sup> ② 行<sup>ハ</sup> 之<sup>ヲ</sup>（卷二） ③ 已<sup>テ</sup> 盡<sup>ス</sup>（卷三）

④ 菩薩<sup>ハ</sup> 故<sup>ニ</sup> 住<sup>ム</sup> ……（卷五）

○ 不<sup>レ</sup> 廢<sup>ス</sup> 忘<sup>ル</sup> ○ 者<sup>ハ</sup>

○ 菩薩<sup>ハ</sup> 曰<sup>ク</sup> 若<sup>シ</sup> 有<sup>ニ</sup> 執着<sup>シ</sup> 則<sup>チ</sup> 墮<sup>ス</sup> 魔境<sup>ニ</sup>

の如く第三類の訓法を持っているのに、「令<sup>シテ</sup>」は漢籍

に見る訓法で異質である。此の資料は、「（卷四與）長治

元年八月十三日奉供養掃部頭田波雅康<sup>上</sup>

とある如く、博士家に属する田波家（典梁家）の学者の

關係する點本である。加點者は大法師重進であるが、右

の例外は、田波雅康と關係があるかも知れない。抑々此

のラコト點は墨点を用いているが、佛家點では珍しい事

であるのに對して、博士家點ではその例が存する。就中、同じく田波家の頼基移點の黄帝内經太素に安二正點に此の墨點を見る（卷十九、廿二、廿五）のも偶然の暗合ではないと思われ。

以上の第三類中の例外は、何れも漢籍訓法の影響と考えられるものである。

(2) 第二類中に第一類（平安初期訓法）が混在する資料がある。

① 書院部藏春秋經傳集解（金沢文庫本）文永・弘安點

此の資料の訓法は第二類の漢籍としての特徴を持って

いるが、中に第一類の訓法に通ずるものがある。「將<sup>ル</sup>」

の單讀。「イ」「マセ」等であるが、それは卷二十五の

與に傳えられた平安初期天長九年の訓法を傳えたものと

解<sup>ス</sup> されるものである。<sup>（平二）</sup>

◎ 江本寺藏法華經明證點

寛治點の外に宋で加えられた明證の訓法がある事は

周知の事であり、その訓法には、第一類の訓法を見るの

である。

その他成唯識論等に明途の訓法を傳えた資料があり、それらにも勢い第一類の訓法を示すものがあるのは、首肯出来る所である。

③等訓圖の「鳥」について

先に分類の際に取上げられた四十の資料の中、(3)法華經之贊平安中期點(淳祐加點)の訓法を検するに、「第四項分類手續」に掲げた諸表の示す如く、此の資料も

「當・將」の再讀・勿・非・己（ちしんばつえん）り・もと欲（ぶつ）

「今……そと・「而も」・「者」・「也」・「と謂」（いふ）

の訓法は第三類所屬として、第一類・第二類・第四類・第五類とは異なつた訓法の特徴を持つてゐる。然るに、第三類の他の資料とは異なつた次の如き訓法をも持つてゐる。

「勿（な）・勿（な）」の「耳」(注II参照)、「非（ひ）」  
「況（けい）」  
「今（いま）」をば……む

の第一類に通ずる訓法をも持つてゐる。又、「應（おほ）」の如き

特異な再讀訓をも見る。

我今（われいま）所得（しやくとく）道（みち）も亦應（またおほ）下（した）説（とく）三乘（さんじやう）一（いつ）等（とう）足（たり）

「應（おほ）」の訓法は、第一類には皆無であり、第三類においてさえ、殆ど例を見ないものである。(前掲の高山寺藏

蘇摩呼童子請問經保延三年點の同例も珍しいものである。)

鎌倉時代以前の訓法では一様に「應（おほ）」とのみ訓ずるものであつて四十の資料においてすら、此の助字を拾へた資料

は全て「應（おほ）」の訓法なのである。右の様な同一等訓圖中で何項かの特異な訓法を共存する事は、その資料一個

の訓讀語体系としては、他と異なつた体系にあるという見方が成立つものであつて、しかもそれがその圖の中で

孤立している譯である。此の法華經玄贊平安中期點の如きを、等訓圖の中の「鳥」と名付ける。今後調査が進め

ば此の種の等訓圖の「鳥」はまだ見付けられると思われ

る。法華經玄贊の淳祐の加點が他に比し特異である事は、表記上、仮名字体の上からも指摘されてゐる所である。

以上述べた如き例外、即ち等訓圖中の異質訓法や「鳥」



を認める事は、今まで試みて来た訓讀法に基く訓點資料の分類を否定するものでは決してない。寧ろ此の種の例外が指摘出来るのは、各類別が出来た事に據るものであつて、却つてその例外の存在する理由の解明に役立つ事になる筈である。

## 八、結 語

最後に、以上の様な分類をする事の意義について考えて筆を擱きたい。

(一)従来、尠大な訓點資料を一定基準によつて分類する事は、中田博士がヲコト點法の上から行われた。表記面によるその分類は入群に分けられ、優れた結果を算かれた。しかし訓點資料の中には、ヲコト點を用いない訓假名のみの重要な資料も多量に存する。訓讀語法という言葉内容の面から分類する時には、ヲコト點のない右の様む資料をも対象とする事が出来、ヲコト點法よりの分類を補う事が出来るのである。

ヲコト點法による分類結果と訓讀語法に基く分類の結果とを比較すると、一面において共通する。しかし他面不一致の面もある。第二類は博士家點所用で一致するが、第一類・第四類には諸群點が存する。しかるに訓讀語法からは各類を大きく一括出来る。又、第三類の中には、第一種古訓法資料、第二種眞言關係資料、第三種天台關係資料という傾向を認めただ、その中、圓堂點は第二種西塞點は第三種で一致する。しかし喜多院點、三論宗點は第一種にも第二種にも見られる。喜多院點、三論宗點法は、古く法相、三論各宗から後に眞言宗にも用いられる様になつたからである。訓讀語法に基く分類は直ちに、言語内容の上からその訓讀者の学統・宗派に結び付くと考えられる。所で眞言宗の中にも更に小分派が存立したし、天台宗に基く新興宗教も成立しているが、それらの訓讀法が如何なるものであるか、又、眞言派の接觸交渉が訓讀法に如何に映るかは今後の課題である。

(二)抑々、訓點資料という密説的存在を國語学の對象とし

た際の言語内容に、幾つかの資料間で訓讀法上對照性が認められるに至った限り、吾々は、之を分類しなげればならない。その分類の結果は、その資料の根幹たる漢文の性格の相違、及びその漢文を訓讀した人間の所屬する学的環境、学統、宗派の相違を反映する事が判明した。

漢籍と佛典、佛典と和化漢文、或いは傳記類と、此等は常識的にも相違を想定しうる。これを訓讀語の體系の中、訓讀語法の上から、認定する事になったのである。そして、その作業過程を示す點に一つの意義があると思う。

一體、漢文訓讀という言葉行爲は、シナ語と日本語という言語の文法的機能の大きく相違する實質の二言語の接觸に基く。その融合過程には、訓讀者の、シナ語についてと日本語についての把握理解の淺深によって、訓讀の言語に相違が生ずる。その把握理解の淺深の差は時代に由る場合もあり、又、その学統、宗派による場合もある。が何れにせよ、把握理解は、個人だけの個の問題としてでなく、そのような理解行爲を爲し、育ち、傳え

て行く一定の言語環境において集團の場で行われる。そこここに生ずる訓讀の言語の相違は、文法的機能形態の異なる二言語の交渉という性格上、両言語の文法的機能を担う部分、助字や日本語の辞(訓讀の場では多く讀添として現われる)に顯着に現われる。訓讀語法——助字や讀添語の訓法をこう呼ぶ——が二つ以上の訓點資料で相違する事は、その資料を作った言語環境——それは博士家における学統・緇流における宗派——に培われた理解態度・学問程度の相違の反映である。訓讀語法に基く訓點資料の分類が、学統、宗派の相違と一致するとすれば、それは、今述べた如き所に起因する。それは及面に於いて、同一言語環境で作られた資料は共通面を持つ筈だから、等訓圈の認定を可能とさせるのである。

等訓圈の知識を應用するならば、今後の訓點資料の調査・整理を一層有効に進める事も考えられる。例えば、断片的な訓點資料でも、それに訓讀語法から分類可能な特徴的な訓法を持つものであれば、その資料の添された

見えない部分の訓法まで推知出来るであろうし、又、進んでその背後にある訓讀の言語環境まで察知する事が可能にもなろう。それは又、全巻遺存する多量の訓點資料の整理においても同様である。その類の徴表となる訓讀語法を見付ける事で能率的處理も出来ることになる。恰も用言における一活用形によってその語の所屬する活用の種類を察知するが如きである。

(三) 訓讀語法に基いて大きく五類の型を定立する事は、漢文訓讀史記述の前提として幾つかの利點をもたらす。

(一) 漢文訓讀語は、或る時期を劃して、特に語法の面で大きく變遷した。此の事は、幾つかの個々の助字や讀悉語について或いは一資料の全言語の比較に基いて具体的に報告した所である。<sup>金沢</sup>しかしその際に例外がつきまとい、その爲に變遷の方向が傾向として把える段階に止まった。所がその例外が等訓圖の「馬」や第三類の中の古訓法の資料中にある事が判れば、その種の資料は當初は除いて、資料の範圍を明確にする事によって、

變遷の法則を探る手がかりが得られると思う。それに基づいて逆に例外の處理も可能となる筈である。

(2) 第二類の漢籍の訓讀法が他類、就中、第三類と種々相違することが判明する事によって、第三類の訓讀言語環境に育った人——僧侶——が漢籍を引用した部分の訓讀の實態や、僧侶が漢籍そのものを訓讀する際の態度を具體的に、その異質の訓法の混在を通して、追究する事が可能となる。

右の様な事は、第二類と第三類との間だけの問題ではなく、他類間においても同断である。第二類以下の類に、第一類（平安初期訓法）が混在する際に、それを具體的に指摘説明する事も同様に可能となる。又、所傳として平安初期（第一類）の訓法を示す資料といわれるもの（例えば菅原道真點と傳える資料が層々ある）が、他類であった爲にその信憑性を失うという事も介類結果によって可能なのである。

(3) 五類の各類の系統付の問題、即ち、その先後等の関

係や各類の源流の問題究明に一步近づく事が出来る。

例えば、第三類・第四類・第五類は、第一類の訓法が變遷して第三・四の類を成したと考えられる。それを言語面から具體的に解くことが出来るのである。又第二類（漢籍）の源流を探る爲に第一類と比較検討することも、類を分けた結果として可能になる。漢籍のヲコト點法は、天台宗の點法より出たと説かれるのは卓説である。しかし訓讀語法からは別類に属して、相當が大き、表記の問題としてのヲコト點法の影響と訓讀の言語そのものの影響とは別であることが、分類の結果判明する。此は、漢籍の平安初期の加點方法とも關係して来る。

(四) 訓讀語法に基く資料の分類には、自ら限界がある。

先ず、句讀・返點のみで假名やヲコト點の無い資料（それは特殊で量も少ない）、全巻を通して假名やヲコト點が極めて少なく訓讀語法が不明の資料、訓讀語彙を主として集めた古辞書、字音のみの資料、此等には分類が適

用出来ないのは無論である。

(五) 分類の問題點は、各資料毎の記述を基盤として、綿密にその異同を比較し、之を系統付ける事にある。但し、分類の爲には、各資料の相違に重點を置く爲に、各資料に共通する問題や、一資料内における當該訓法の量等、又は、分類に関わらない小異等は捨象したが、その前提として資料毎の記述がある事は無論である。しかし、從來とられて来た方法の如く、訓讀語についての、個々の資料の記述を集積するだけでは、又、個々の訓讀語の事象について多くの訓點資料の訓法を縦に積み重ねるだけでは、共にそれが單なる集積に止まっていて、多くの訓點資料の背後にある訓讀語全體からの位置づけを缺く限りにおいては、その認識は全體を見通すには到らないのである。

訓點資料が、訓讀語法から少数の類に分類出来、その間に系統關係が成立つ事になれば、訓點資料の調査は、

個々離れ離れの調査の段階を越えて、整理を能率的かつ効果的に進め得ると思う。その上に立って初めて、漢文訓讀史の記述や、訓讀語の性格究明が、可能な問題として眼前に拓けて来る事になる。元來、訓點のことが師資相傳の学業である上に、ラコト點法に系統が存する以上、必ずや訓讀語法にも分類、系統付けが可能な筈である。小稿は、その意味における系統付けへの鳥瞰圖である。

(昭和四十一年一月六日)

(注) 築島裕 『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』

六九頁。昭和三十八年三月

門前正彦 『漢文訓讀史上の一問題—打消助動詞の

連体形について—』(訓點語と訓點資料八輯、昭和三十三年九月)以下、同誌に「ト」より「モノ」(一)、「シ」リ、「并」字、「故」字、「曾」字についての報告がある。

拙稿 『漢文訓讀史上の一問題—再讀字の成立につ

いて—』(國語学十六輯、昭和二十九年三月)及び

「漢文訓讀史研究の一試論」(國語学五十五輯、

昭和三十八年十二月)注に所掲の諸拙論。

(注二) 拙稿 『訓點における拗音表記の沿革』(王朝文学

九号、昭和三十八年十月)

(注三) 『平安時代の漢文訓讀語につきての研究』

(注四) 拙稿 『漢文訓讀史上の一問題—再讀字の成立に

ついて—』(國語学十六輯。「らくのみ、まくのみ

源流考」文学論叢八号。「及」字の訓讀」國文学言

語と文芸四号。

「古點の況字續貂」東洋大学紀要十二輯。「助詞

イの残存—平安時代の使用者と用法—」同十三輯。

その他

(注五) 拙稿 『漢文訓讀史研究の一試論』(國語学五十五輯

注六) 拙稿 『漢籍訓讀語の特徴—群書治要古點と、故

行信證古點・法華經古點との比較による—』(訓點

語と訓點資料二十九輯。

(注7) 『古點本の國語学的研究』(總論篇)

(注8) 資料(7)から(10)までには、全卷の當該字は全て再讀訓のみの資料と、全卷中には當該字を再讀にするものと單讀にするものじが共存する資料とがあり、後者の場合には、再讀と單讀との比率が資料によって異なる。しかし、いずれもその中に再讀訓を有するという點で、(7)から(10)までの單讀のみの資料と區別するのである。

(注9) 護摩密記長元八年點には「常」「將」の再讀の例は無いが、「須」の再讀訓の例が次の如く存する。  
須ツ依ニ時ト尅ニ早ト曉ニ以テ加ハク省ス

(注10) 方便品平安初期點の「ミ」は訓がないので不明であるが、最勝王經平安初期點・十輪經元慶點の訓法から推定して補った。尚、方便品平安初期點には「元ミ」ミ、玄奘表啓平安初期點の「こと莫ミ」もあり、(1) (6)の方に限るらしい。

(注11) 法華經玄贊平安中期點には、「勿レ」の外に「勿キ」

「勿カ」の訓法もあり、又「耳ミ」(ラクミ)の外に「耳ミ」ミの如き諸種の訓法がある。

(注12) 春日政治「古點の死字」(古點點の研究 頁二頁) 拙稿「古點の死字續稿」(東洋大学紀要十二輯) 昭和三十三年二月)

(注13) 最勝王經平安初期點の助動詞としての「故」の訓法は、大多数が「ト故ト」で、次いで「ト故ト」ト「ト故ト」トがある。此の外に動詞としての「故」を副詞的に訓讀したものに、

善男子汝も今修行し故トすトラト爲ト無量無邊の  
衆生ト令ト得ト清淨解脫の安樂ト哀ト愍ト世間  
福利ト一切ト (最勝王經平安初期點卷三分)

春日政治博士は「ホリすラト」と訓んでいられる。動詞の場合で用法も異なりしかも孤例であるので除外する。

(注14) 拙稿「漢籍訓讀語の特徵——群書治要古點と教行信證古點、倭點去筆經古點との比較による——」

訓點語と訓點資料第二十九輯。

(注15) 拙稿「陳述の助字「之」の訓讀」(文學論叢三十三号、

昭和三十七年十月)

(注16) 法華義疏長保四年點の「謂」は殆どが「トオモヘリ」であるが、次の一例のみ、「イヒテ……トイヘリ」がある。

便(ち)謂ヒテ「小を理極と爲と」謂「へり(譬喩品初) (天文篇五〇三頁)

此の例外は、一見、「謂……トモヘリ」に似ているが、(1) (2) や (2) (3) の方は「オモハク」の語形であつて、形も異なり異例である。

(注17) 「古點本の國語學的・論議篇」三三三頁

(注18) 昭和三十九年六月における同題の訓點語學會研究發表の際には「等訓資料」「等訓線」の術語によつて説明を試みたが、小松英雄氏の教示により此の術語を使用する。

(注19) 大坪併治「訓點語の研究」三五七頁以下による。

(注20) 拙考「諸書に引用された漢籍の訓讀語の系統につ

いて」(昭和四十年十一月、訓點語學會發表)

(注21) 築島祐「國語史料としての大東急記念文庫藏訓點資料」

(注22) 拙稿「金澤文庫本春秋經傳集解における平安初期

漢籍訓讀語の残存」訓點語と訓點資料第二十五輯

(注23) 拙稿「漢文訓讀史上の一問題——再讀字の成立について——」國語學十六輯

(注24) 拙稿「漢文訓讀史研究の一試論」國語學五十五輯

(附記) 本稿は、昭和三十九年六月、第十回訓點語學會(於奈良學藝大學)において、「訓讀語法に基く訓點資料分類の試み」の題目によつて發表した内容をもとにして成つたものである。當日、遠藤嘉基博士はじめ會員の各位から教示と勵ましの言葉を得た事を記して感謝の意を表します。又成稿後、藤原與一博士の教示と、大橋勝男氏、佐々木俊氏の精讀を得て所々加筆出來た。併せて感謝し奉る。(昭和四十一年三月二十八日了)